

総務委員会会議記録

総務委員会委員長 小野 共

- 1 日時
平成 28 年 12 月 16 日（金曜日）
午前 10 時開会、午後 2 時 21 分散会
（休憩 午前 11 時 54 分～午前 11 時 56 分、午前 11 時 56 分～午後 1 時 1 分）
- 2 場所
第 1 委員会室
- 3 出席委員
小野共委員長、佐々木茂光副委員長、伊藤勢至委員、郷右近浩委員、柳村一委員、
岩崎友一委員、城内よしひこ委員、飯澤匡委員、工藤大輔委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
田内担当書記、日向担当書記、佐藤併任書記、藤澤併任書記、佐々木併任書記
- 6 説明のために出席した者
 - (1) 秘書広報室
保秘書広報室長、高橋副室長兼首席調査監、千葉総括調査監、
八重樫秘書課総括課長、上和野広聴広報課総括課長
 - (2) 総務部
風早総務部長、大槻理事兼副部長兼総務室長、石川総合防災室長、稲葉入札課長、
松本放射線影響対策課長、佐藤人事課総括課長、小原財政課総括課長、
佐藤法務学事課総括課長、小畑税務課総括課長、猪久保管財課総括課長、
山田防災消防課長、山崎総務事務センター所長
 - (3) 政策地域部
大平政策地域部長、宮野理事兼副部長兼地域振興室長兼台風災害復旧復興推進室長、
南副部長兼政策推進室長、佐々木科学 I L C 推進室長、小野政策監、臼井評価課長、
葛尾調整監、石田市町村課総括課長、佐藤調査統計課総括課長、
菊池情報政策課総括課長、菅原県北沿岸・定住交流課長、大坊交通課長、
植野台風災害復旧復興推進課長
 - (4) 復興局
木村復興局長、高橋技監兼副局長、内宮副局長、熊谷復興推進課総括課長、
田村まちづくり再生課総括課長、高橋産業再生課総括課長、

小笠原生活再建課総括課長

(5) 国体・障がい者スポーツ大会局

小友副局長兼総務課総括課長、安部施設課総括課長、
藤澤参事兼競技式典課総括課長

(6) 出納局

佐藤会計管理者兼出納局長、高橋管理課長

(7) 人事委員会事務局

佐藤人事委員会事務局長、坊良職員課総括課長

(8) 監査委員事務局

菊池監査委員事務局長、小倉監査第一課総括課長

(9) 警察本部

種田警務部長、内藤交通部長、勝又参事官兼警務課長、乳井参事官兼会計課長、
羽澤参事官兼生活安全企画課長

(10) 議会事務局

熊谷議会事務局次長、及川参事兼総務課総括課長

7 一般傍聴者

1人

8 会議に付した事件

(1) 議案の審査

ア 議案第1号 平成28年度岩手県一般会計補正予算（第3号）

イ 議案第23号 岩手県公会堂の指定管理者を指定することに関し議決を求めること
について

ウ 議案第3号 岩手県部局等設置条例の一部を改正する条例

エ 議案第4号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

オ 議案第5号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

カ 議案第6号 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

キ 議案第7号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

ク 議案第12号 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

ケ 議案第8号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

コ 議案第9号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

サ 議案第10号 岩手県県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

シ 議案第11号 岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する
条例

ス 議案第26号 当せん金付証票の発売に関し議決を求めることについて

セ 議案第28号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(2) 請願陳情の審査

受理番号第30号 自衛隊への「駆けつけ警護」など新任務付与の閣議決定を撤回するよう政府に求める請願

9 議事の内容

○小野共委員長 ただいまから、総務委員会を開会いたします。

なお、岩間国体・障がい者スポーツ大会局長は、日本体育協会主催の国体委員会出席のため、欠席となりますので、御了承願います。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により、会議を行います。なお、本日の日程は、審査の都合上、議案の審査の順番を変更しておりますので、あらかじめ御了承願います。

初めに、議案の審査を行います。議案第1号平成28年度岩手県一般会計補正予算（第3号）第1条第1項、同条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳入各款、歳出第1款議会費、第2款総務費、第3款民生費、第5項災害救助費、第9款警察費、第2条第2表繰越明許費中、第2款総務費、第3条第3表債務負担行為補正中、1追加中1及び3及び第4条地方債の補正並びに議案第23号岩手県公会堂の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、以上2件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○小原財政課総括課長 議案第1号平成28年度岩手県一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

議案（その1）の1ページをお開き願います。今回の補正は、沿岸被災市町村が実施する福祉灯油事業に対する補助に要する経費、奨学金を活用した大学生等への地方定着支援等に要する経費など、早急に措置が必要な経費のほか、人事委員会勧告を踏まえた給与改定等に係る支出の予算を計上したものであります。

まず第1条ですが、歳入歳出それぞれに4億5,989万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1兆1,804億3,405万7,000円とするものでございます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分等につきましては、2ページから6ページの第1表、歳入歳出予算補正のとおりであり、この内容につきましては、後ほど予算に関する説明書により御説明を申し上げます。

次に、第2条繰越明許費につきましては、第2表、繰越明許費のとおり、第3条債務負担行為の補正につきましては第3表のとおり、第4条地方債の補正につきましては、第4表のとおりでございまして、順次御説明を申し上げます。

7ページをお開き願います。第2表、繰越明許費のうち、当委員会所管のものは、震災津波伝承施設整備であり、これは事業執行に不測の日数を要したため、繰り越しをしますのでございます。

次に、9ページ、第3表、債務負担行為補正をごらん願います。そのうち当委員会所管のものは、1追加の1、指定管理者による公会堂管理運営業務及び放置車両確認事務委託

の2件でございます。

次に、11ページをごらん願います。第4表、地方債補正につきましては、産業競争力強化支援拠点整備及び水産業競争力強化施設復旧整備事業の財源について、一般単独事業債から災害復旧事業債に起債区分を変更するために追加しようとするものでございます。

それでは、歳入歳出の内容につきまして、便宜予算に関する説明書により御説明を申し上げます。予算に関する説明書の3ページをお開き願います。

歳入のうち5款地方交付税は、震災対応をした職員の給与費の補正に伴う震災復興特別交付税の整備でございまして、3億4,324万3,000円増額するものでございます。

4ページ、9款国庫支出金のうち、1項国庫負担金につきましては、給与費の補正に伴う整備でありまして、1億2,248万1,000円減額するものでございます。

5ページ、2項国庫補助金につきましては、5目農林水産業費補助金は1件、6目商工費補助金2件の合計で6億3,155万8,000円を増額するものでございます。

6ページ、3項委託金につきましては、給与費の補正に伴う整備でありまして、合計で90万8,000円減額するものでございます。

7ページ、12款繰入金、2項基金繰入金につきましては、福祉灯油事業の財源の一部とするために、東日本大震災津波復興基金からの繰り入れを916万9,000円増額するものでございます。

8ページ、13款繰越金につきましては、給与費の補正に伴う整備でございまして、2,472万円減額するものでございます。

9ページ、14款諸収入、8項雑入につきましては、派遣職員の給与費負担金など、給与費の補正に伴う整備でございまして、合計で1億2,596万5,000円減額するものでございます。

10ページ、15款県債につきましては、先ほど御説明をいたしました、便宜73ページの地方債の現在高にかかる調書により御説明させていただきます。73ページをお開き願います。真ん中の補正額の列をごらんいただきたいと思います。上から3段目のところに5億900万円の減額がありまして、さらにその6段下に5億900万円の増額を行っております。これはさきに議決いただきました9月補正予算におきまして措置した水産業競争力強化施設復旧整備事業費補助につきまして、国と協議をしました結果、災害復旧事業債の発行が認められるとされたことから、発行県債の区分を普通債から災害復旧債に整備するものでございます。

次に、上から6段目の4億5,000万円の増額につきましては、7款商工費、1項商工業費に計上しておりますが、産業競争力強化支援等県整備費補助の財源として増額するものでございます。次のページの2段目に7億円の減額がございまして、7億円の減額につきましては、退職手当債の発行額を再算定いたしまして減額するものでございます。74ページ下段のほうに記載のとおり、今回の補正では、合計で2億5,000万円の減額となるものでございます。

次に、当委員会所管の歳出につきまして御説明申し上げます。11 ページをお開き願います。当委員会所管の予算は、全て給与費の補正でございまして、11 ページの 1 款議会費、1 項議会費、12 ページ、2 款総務費、1 項総務管理費から 21 ページ、1 項国体・障がい者スポーツ大会費までは、総務費でございまして。

それから、26 ページの 3 款民生費のうち 5 項災害救助費につきまして、これは全て復興局でございまして。さらに警察関係は、50 ページでございまして。9 款警察費、1 項警察管理費及び 51 ページの 2 項警察活動費につきましては、これは全て給与改定や年間過不足額の調整に伴う給与費の補正を行うものでございまして。

歳入歳出について、以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○大槻理事兼副部長兼総務室長 議案第 23 号の岩手県公会堂の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

大変恐縮ですが、議案（その 2）の 161 ページをごらんいただきたいと思います。なお、説明に当たりましては、便宜お手元に配付しております説明資料により御説明させていただきます。

まず、1 の提案の趣旨でございまして、岩手県公会堂の指定管理者の指定の期間が平成 29 年 3 月 31 日をもって満了することから、次期指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございまして。

次に、2 の指定の期間でございまして、平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 3 年間とするものでございまして。

次に、3 の指定管理者の候補者の選定経緯でございまして、まず（1）の選定委員会の概要ですが、岩手県公会堂指定管理者の候補者の選定に関し必要な事項を審議するため、有識者等の外部委員 4 名で構成する岩手県公会堂指定管理者選定委員会を設置いたしまして、選定委員会を 8 月 30 日及び 10 月 19 日に開催し、募集要項等の協議及び申請者によるプレゼンテーションの審査を行い、指定管理者の候補者の選定を行ったところでございまして。

（2）の公募期間及び（3）の申請団体でございまして、平成 28 年 9 月 1 日から 9 月 30 日まで公募したところ、現在の指定管理者でございまして第一商事株式会社、学校法人龍澤学園、株式会社アイ・ビー・シー・開発センター、株式会社総合企画新和の 4 社から成るグループの 1 団体から申請を受理したものでございまして。

また、（4）の審査の結果でございまして、審査については、①としまして、県民の平等な利用の確保、②といたしまして、効果的かつ効率的な管理、③といたしまして、管理を適正かつ確実に実施する能力等の観点から、採点基準に基づき各委員が採点を行い、現在、指定管理者として適切な管理運営を行ってきた実績などが評価されまして、申請団体を指定管理者の候補者として選定したところでございまして。

なお、採点結果につきましては、各委員の持ち点を 100 点、4 人の委員の合計が 400 点

満点で審査したところ、315点という結果になったところでございます。

説明資料の2ページ目をお開き願います。次に、4の指定管理者の候補者の概要でございますが、資料記載のとおり、第一商事株式会社を初めとするグループでございますが、指定する理由につきましては、十分な管理実績を有しており、管理運営業務を円滑に実施する能力が認められることから、次期指定管理者に指定をしようとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○**小野共委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**伊藤勢至委員** 公会堂についてお伺いいたします。ここは、築100年以上、まさに岩手県政史にとっても大変重要な物件であると思っております。かつては、岩手県議会が開会をされたと聞いております。きょうの件は、維持管理ということでもありますから、建物が老朽化をして、クラックが入ったり、ひびが入ったり、建築上いろんな問題があると、これは別枠の予算になるのだと思いますが、そういう中で、仮に騒音などの特定の原因で建物が損傷していると考えられるとしたら、調査をして修繕費用を原因者に請求するべきではないかと、このように思うのでありますが、いかがでございますか。

○**大槻理事兼副部長兼総務室長** 公会堂は、確かに老朽化しておりまして、これまでもいろいろと整備させていただきました。その中で、私どもとしましても指定管理者に任せただけではなく、近場にもございますので、毎回確認をした上で調査をしております。その中で、原因が何かということの特定はなかなか難しいところではございますけれども、自然に老朽化している部分もございますので、その中でいろいろと整備といいますか、施設の修繕はさせていただきたいと思っております。

○**飯澤匡委員** 商工労働観光部の所管なのですが、観光総務費のいわてインバウンド新時代戦略事業費の内容を見ますと、全体的な観光戦略の中で、予算のつき方の形として、今回は経済対策というふうに書いております。復興庁などでも東北の観光については非常に手厚く予算措置をしている中で、感触として、このような形の予算というのは、政府では何か考えているのか、そういう情報があればお知らせをいただきたいと思います。恐らく単発的なものではないと思うのですが、その点についてどのように把握しているのか、もしわかればお知らせいただきたいと思います。

○**小原財政課総括課長** 今回いわてインバウンド新時代戦略事業費という事業を追加で増額させていただいておりますが、その財源は、まさに復興関係の予算の東北観光復興対策交付金を活用するものでございます。当初予算から対応できるものについては、活用させていただいておりますが、それから6月補正予算、9月補正予算でも事業を追加し、観光庁ですとか、復興庁と連携をとりながら事業を進めてきたところでございます。

今回の12月補正予算の事業につきましても、さらに各県にやらないかということで、追加の要望を受けるという案内があったものでございまして、それに対応するものでございます。本県といたしましては、そういった予算を積極的に活用して進めてまいりたいと考

えております。

平成 29 年度の見通しについては、今後間もなく示されることになろうかと思えます。

○郷右近浩委員 私からも、公会堂の件について伺いますが、今回指定管理者の申請については、1 団体からの申請ということでありましたけれども、例えば前回の申請状況はどうであったか。というのは、ずっと 1 団体でやっているようなイメージを持っていて、そうしたことで、前回、前々回を含めての流れを教えてくださいたいと思います。

また、今回は 400 点満点の 315 点ということですが、1 団体しか申し込みがない中で、85 点の不足があったことについて、何が今回の審査で足りないということだったのか把握している部分がありましたら、お知らせいただきたいと思えます。

○大槻理事兼副部長兼総務室長 確かに今回の指定管理につきましても申請は 1 団体ということで、前回の実績もありまして、候補者として選定させていただいているところでございます。これまでも、基本的には複数の者から選定というところがございます。過去の委託実績から始まったわけでございますけれども、今回の団体につきましては、建物の維持管理を主に得意としている第一商事、それから企画のような部分を担っているアイ・ビー・シー・開発センター、それから講座の講師の派遣などで龍澤学館、それから舞台装置の関係で新和グループということで、この 4 社が共同してそれぞれ得意分野を持ち寄った格好でやっているのです、その点はこれまでもきちんとした形で進められていると認識しております。

ただ、確かに利用率等につきましては、70%から 80%ぐらいで、前に委託をしていたときよりは随分上がってはいるのですけれども、さらにもう少し利用していただくようお願いをしているところでございまして、そういった部分での不足といいますか、さらに利用の向上等というようなことを図るようお願いしたいと考えております。

○郷右近浩委員 わかりました。具体的にその 85 点が実はちょっと気になっているわけでありまして。やっぱり指定管理ということを見ると、県有財産を有効利用していただきたい。そしてもちろんそのための運営をきちんとやっていただくに当たっては、今回選定された方々がいい悪いという話ではなくて、いろいろな方々がアイデアを持ち寄って、その中で選定されていくといったようなことが活気をつくるというか、活発に利用されるということにつながって来るとも考えるものであります。

もしかしたら今回の指定管理の期限が切れたときに、また 1 者しか、この団体しか申し込みがなく、今度は、もしかしたら 300 点になるかもしれないなどということではなく、きちんと評価する方々から評価を受けられるような、そしてもちろんきちんとした指定管理を行っていただけるような体制をとっていただきたいと思うことから、今回はそれで通ったからいいという話ではなく、きちんと取り組んでいただきたいと思えます。改めて何が足りないためにこのような点数になったかについて、もう少し詳しく、また、それについてどのようにしていくのかといったような考え方があればお知らせいただきたいと思えます。

○大槻理事兼副部長兼総務室長 個別に、例えば県民の平等な利用の確保の観点、あるいは効果的、効率的な管理の観点、それから管理を適正かつ確実に実施する能力という部分で、例えばサービスの向上の部分とか、推進計画の部分とか、経営基盤の関係とかというふうに分けて点数をつけておったわけですけれども、審査の点数そのもの、項目ごとの点数を見ますと、大体全てが8割ぐらいというような格好になっていまして、どこが特に弱いということはなかなか分析しかねると思っています。

もう一つ、委員の御指摘のとおり、複数の者の競争の中でよりよいサービスをつくり上げるということは、私どもも非常に大事なことでと考えてございます。今回は、残念ながら1グループということではございましたけれども、公の施設の指定管理者の制度等のガイドラインにつきましては、募集期間1カ月というようなことだけではなく、さまざまな方法で周知を図って、たくさんの方から応募していただくということが大事だと考えております。

そういった部分については、これまでもホームページによる広報、それからマスコミの関係などでも情報提供をしておりますけれども、もう少し皆さんに周知する方法がないかどうかということにつきましては、公会堂の指定管理は総務部で行っているものですが、各部の指定管理もございますので、もう少しいい方法がないか検討してまいりたいと考えております。

○郷右近浩委員 わかりました。今おっしゃっていただいたとおり、今回は平成29年4月からということですがけれども、恐らく平成30年からというような指定管理の案件が出てくるものと思います。その中で新しくやりたいという方がいても、どのような形でやれるのか、その部分について非常に戸惑いがあったりして、自分のところで申請するといったところまでいく方が少ないと感じております。

もうちょっと情報を流して、そしてその指定管理の申請者を求めるといったような準備期間というか、そうしたものをインターネットなどでぜひとも早目早目に情報を流すようなことをやっていただければと思います。

○小野共委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なしと呼ぶ者あり」〕

○小野共委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は、原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は、原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第3号岩手県部局等設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤人事課総括課長 議案第3号の岩手県部局等設置条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案（その2）の1ページでございます。なお、説明に当たりましては、便宜お手元に配付しております条例案要綱により説明させていただきます。

1の改正の趣旨についてであります。希望郷いわて国体、いわて大会を契機として、また、ラグビーワールドカップ2019の釜石開催や東京オリンピック・パラリンピック、平泉の文化遺産の拡張登録や北海道、北東北の縄文遺跡群の世界遺産登録等に向けた、このタイミングをふるさと振興の好機と捉え、文化、スポーツに関する事務を知事部局に一元化し、専担組織として文化スポーツ部を設置し、また、第71回国民体育大会及び第16回全国障害者スポーツ大会の終了に伴い、国体・障がい者スポーツ大会局を廃止しようとするものであります。

なお、文化スポーツ部の建制順については、文化スポーツ部は文化やスポーツを核とした、ふるさと振興に資する諸施策を効果的、戦略的に実施していくために、みずから主要事業を総合的に実施しながら、各部局の健康づくりや産業育成、観光振興、交流人口の拡大といった関連事業をコーディネートする役割を担うこと。地域の歴史や文化を生かした地域おこし、地域コミュニティの再生の強化、スポーツの振興を通じた地域の活性化等、文化、スポーツを核とした地域振興に係る施策を推進することから、政策地域部と環境生活部の間に規定するものであります。

次に、2の条例案の内容についてであります。第1条におきまして、文化スポーツ部を部局等に位置づけるとともに、第2条におきまして、文化スポーツ部の分掌事務として、文化に関する事項及びスポーツに関する事項を規定するとともに、国体・障がい者スポーツ大会局の廃止に伴い、部局等の規定や分掌事務の規定を削るものであります。

最後に、3の施行期日等についてであります。施行期日につきましては、平成29年4月1日から施行しようとするものであります。また、文化スポーツ部の設置に伴い、岩手県文化芸術振興審議会及び岩手県スポーツ推進審議会の事務を文化スポーツ部に移管することから、所要の改正を行おうとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○小野共委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○柳村一委員 文化とスポーツという別々のものを、なぜ一つの部局に統一して新設するような考えなのか、まずはお伺いします。

○佐藤人事課総括課長 文化、スポーツの関係でございますが、一般質問でも答弁申し上げましたけれども、岩手国体、大会の終えんに伴いまして、そちらのレガシー等を引き継いでいく必要があると考えていることが一つでございます。

それから、スポーツにつきましては、国体が終了いたしましたことから、そちらの事務

を移管しようとするものでございますけれども、こちらは平成20年に地方教育行政等の組織及び運営に関する法律が改正になっておりまして、もともと教育委員会の事務として規定されております文化とスポーツの関係がございまして、こちらを知事部局のところでも執行することができるという規定がございまして、そちらの規定に基づきまして、文化とスポーツというものを一元化しようとするものでございます。

他県におきましても、こちらの法律改正に基づきまして、知事部局に移管している事務等はございますが、例えば観光の分野と一緒にしたりとか、さまざまな改正等が行われているところでございます。本県につきましては、今回は文化、スポーツの関係を一元化しようということで整理をさせていただいたものでございます。

○柳村一委員 地方教育行政等の組織及び運営に関する法律の第24条の2では、1つはスポーツに関すること、括弧書きで学校における体育に関することを除くということ、二つ目が文化に関すること、括弧書きで文化財の保護に関することを除くと規定されていて、そこでも別々に捉えているわけです。確かにラグビーワールドカップが釜石市で開催されるだろうし、御所野遺跡群の世界遺産登録を目指すという部分で、県としての方向性はわかるのですが、文化とスポーツと一緒にすることについては、ちょっと違和感があります。例えば、部の中に局みたいな部署を設置したほうが、一つ一つの施策が進んでいくのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○佐藤人事課総括課長 御指摘のとおり、いろいろな考え方があると思っております。ただ、先ほども申し上げましたけれども、地方教育行政等の組織及び運営に関する法律の改正に伴いまして、文化とスポーツの関係を知事部局に移管してきた都道府県等もございまして、生活環境の分野と一緒にしたりとか、観光の分野と一緒にしたりとかというところもございまして。

京都府など、文化スポーツ部単独で置いているというところもございまして。本県におきまして、復興途上で、今までどおり復興が県政の第一最優先課題という状況は変わりませんし、国体が終了したということもございまして、必要以上にと申しますか、観光の分野とか、それから生活環境の分野など、県庁の多くの部局のところにもわたるような大きな改正ということは、今の段階では、まだ時期尚早かと考えておりまして、まずは文化とスポーツを今回一元化しようと整備したところでございます。

○柳村一委員 意気込みはわかるのですが、もう一つ懸念されることが、広域振興局が市町村の窓口になっているということで、文化スポーツ部と振興局、市町村との連携をどのようにしていくおつもりなのかお伺いします。

○佐藤人事課総括課長 市町村との連携は大変重要だと考えております。現在、広域振興局の経営企画部に文化とスポーツの関係等を担当するという位置づけの改正をしようということの検討をしております。組織体制といたしまして、文化スポーツ部の設置に合わせまして、体制強化ということもあわせて考えておりまして、本庁と振興局と一緒にありまして、市町村との連携をより一層進めてまいりたいと考えてございます。

○柳村一委員 いずれラグビーワールドカップや世界文化遺産登録の関係で新しく創設されるのでしょうかけれども、例えば生涯学習の分野とか、いろいろな分野がかかわってくると思うので、まず部をつくってから、その後施策を考えようではなく、県がどのような方向で文化、スポーツを捉えて施策を発展していくのかということをしかりと目標を立ててやってもらいたいと思います。

○佐藤人事課総括課長 形を先につくってから走るといったようなことではなく、部をつくるということに当たりまして、先般御説明をいたしました岩手県文化・スポーツ振興戦略というものをつくっております。こちらの位置づけは、いわて県民計画の第3期アクションプラン推進目標の設定、その先にあるべき岩手の未来の姿の実現に向けて平成33年度までのおおむね5年間に、県といたしまして戦略的に取り組む文化、スポーツの施策を推進するものでございまして、岩手県ふるさと振興総合戦略とか、岩手県文化芸術振興推進の関係等も含まれた取り組みとしております。

○岩崎友一委員 この新しい文化スポーツ部の設置の趣旨といいますか、目的に文句があるとかそういうものではないのですが、時期が物すごく気になるわけです。この前、関連質問で嵯峨議員からも質問がありましたけれども、今は震災復興も道半ばというか、踏ん張りどころなわけであって、各市町村から要請の来ている部分の人材も満足に確保できていない、不足していると思うのです。人が足りていないという状況、そして、特に被災地では、全国の多くの県だったり、市町村からも職員を派遣していただいているという現状がある。

また、台風第10号災害では、本当に県の職員の方々も市町村が間に合わない部分で頑張っていると思うのですが、災害査定が間に合わない箇所もある。本当にこのばたばたの中で、なぜ今新しい部を設置するのかということは、私もなかなか納得できないし、県民の皆さんにも説明がつかないような気がするのですが、なぜ今なのかということをもうちよつと説明をいただけますでしょうか。

○佐藤人事課総括課長 設置の時期についてのお尋ねでございました。先ほども申し上げましたけれども、希望郷いわて国体、それからいわて大会、これが大成功のうちに終了したと思っておりますが、この大会を通じて醸成されました県民の文化、スポーツに対する関心の高まり、参画意識を次の世代に引き継いでいく必要があると思っております。

それから、ラグビーワールドカップ2019、東京オリンピック・パラリンピックの開催、平泉の文化遺産拡張登録、北海道・北東北の縄文遺跡群の世界遺産登録等の取り組みなど、岩手県の文化、スポーツに対する新たな展開、発展が期待されていると思っております、今回文化スポーツ部を設置しようとしたものでございます。

お話のありました震災復興の途上ということは、そのとおりでございまして、他県からもたくさんの応援職員をいただいているということも事実でございます。欠員等もございますけれども、必要な人員の確保は新採用職員の確保、あるいは他県の応援職員、任期付職員等できちんと確保しようというこの取り組みを引き続き実施していきます。国体

の終了という大きな節目というところもございますので、今回、文化スポーツ部を設置させていただこうということで提案させていただいているものでございます。

○岩崎友一委員 国体が終了して云々とか、ラグビーワールドカップとか世界遺産登録は、今までの既存の部局の中に新たに何とか室を設置することでも対応可能だと思うのです。私が一番気になるのは、部長たち全員かどうかわかりませんが、震災の被災地への職員の派遣に関しては、要請にも、御礼にも行っていると思うのです。

例えば派遣してくださっている自治体に要請だったり、御礼に行った際に、我々は人が足りないということで出しているのに、岩手県は新たな部を設置して、そんな余裕があるのですねと言われたとして、向こうが納得できる理由を説明できますか。私は、説明できないと思うのです。どこの自治体も大変だと思うのです。そういった中で、何とか人を派遣してくれている状況だと思うのですが、その辺はどのように考えていますでしょうか。

○風早総務部長 御指摘のとおり、本県は震災復興の途上でありまして、ことしも160名他県から派遣をいただくなど、本当に他の都道府県から並々ならぬ御協力をいただいているところでございます。また、今委員から御指摘がございましたとおり、私も他の都道府県に、昨年もことしもさまざまな形で派遣いただいたことの御礼とそれから岩手県の復興の現状を説明し、そしてまた、永遠に続くというものではないという御理解もいただきながら、ただ繰越事業等もあり、予算のピークが平成27年度と言っていったものが、繰り越しを含めて平成28年度になっている状況を丁寧に丁寧に御説明しているところでございます。

そして、ことし国体を開催することについても、今回の本会議でも改めてのお話もありましたが、当初さまざまな御議論がある中、やはり前を向いていくためにもということで国体を開催させていただいている旨を、昨年もことしも各都道府県に御説明し、その点についても皆様からやる必要があるということで御了解もいただき、何とか国体も終了したというようなところでございます。

このたび、委員御指摘のとおり、新しい部をつくるということでございますけれども、これはあくまでも部をつくることによって、何かそこに新しくぼんと50名から70名ふえ、これまでやっていなかった、何か全てが新しい事業ということでふえるわけではなく、御説明しましたとおり、今まで教育委員会等で行っていた業務、それから政策地域部、環境生活部、さらには障がい者の関係でいうと、保健福祉部でやっていた業務を一元化するということです。もちろん強化していく部分では、例えばラグビーワールドカップの釜石開催が近づいてきますと、当然事務局体制の強化が必要になってまいります。

ただ、これは申し上げたように、何か新しいものがぼこっとふえるということでもなく、また、組織体制のあり方については、他部局と同様でございますけれども、簡素効率的なものになるように、これからも4月に向けて、丁寧に議論していきたいと考えております。去年、ことしと派遣応援に御理解のいただくために、さらに言うと、環境生活部長時代も含めまして4年間回らせていただき、復興の現状と、それから前に進んでいく姿について、

各都道府県の皆様方の御理解いただいて、そしてまた、今申し上げたような今回の組織改正の考え方等について、丁寧に御説明をして引き続き御理解をいただけるのではないかと考えているところでございます。

○岩崎友一委員 具体的話をすれば、そのとおりなのでしょうけれども、ただそれで納得してもらえるかという点と違うのかなと思います。例えば国体の開催意義と今回の文化スポーツ部の設置の意義は、全く違うものであると思いますし、例えば50人から70人で新たに人がふえる云々ではないという話はそのとおりなのでしょうが、ただ周りからすれば、こんなときに新しい部をつくってということ、素朴にというか、一般的に思ってしまうのではないかなと思うのです。

復興局長はどうですか。例えば御礼だったり要請に行き、他県だったり、他の自治体から、我々は被災地に人を出していますよねと、そういった中で新たな部をつくる余裕があるのですかねなんて言われたら、それはお答えできるものですか。どういうふうに説明されますか。

○木村復興局長 私も今年度、1県だけですけども継続的な御支援ということで御礼に回らせていただきました。基本的には復興支援ということで御理解はいただいていると思います。あとは、部の設置の関係については、総務部長から御答弁申し上げたとおりでございます。今後、具体的にやっていくときにどのようなものがあるのか、これからはなりますが、その辺の考え方については、国体が終わって、その後、前に向いていくためにも必要だというようなことで、丁寧に御説明すれば御理解はいただけるのではないのかなと考えてございます。

○岩崎友一委員 我々も自民党本部、総務省、復興庁に対しまして、人が足りないということで、震災復興もそうですし、今回の台風第10号の関係でも、土木技師を中心に不足するという点でお願いにも行っていますけれども、こういった新しい部の設置に対して聞かれば、私も理論武装がなかなか難しいなと思っていたりもします。また、来年度に向けて新たな要請だったり、御礼もあると思うのですが、こういった部の設置によって応援職員の数が減る、これまで以上に欠員が生じるということのないようお願いをしたいと思います。

○飯澤匡委員 まず、先ほど質疑の中にありました、部の設置のバックボーンになっている岩手県文化・スポーツ振興戦略の策定ですが、11月28日の議案説明会の資料によりますと、平成33年度までおおむね5年間における岩手県の文化、スポーツ振興に係る指針で、まさに部設置に当たって根拠となるものだと思います。議案説明会では、策定しようとするものかというような形になっていますが、これはもう策定が終わっているのですか。これは、県の基本的な政策にかかわるものですから、議会の議決事項に当たるものではないかと思いますが、その点についての御説明をお願いします。

○佐藤人事課総括課長 文化・スポーツ振興戦略は、現在、策定途上というところでございます。大枠の形ができたということで、先般、議会に御説明させていただいたところで

ございます。

それから、県の基本的な計画にあたるので、議決事項に当たるのではないかという御質問でございますけれども、こちらは第3期アクションプランとか、それから岩手県ふるさと総合振興戦略、岩手県文化芸術指針との並びというようなことで考えておまして、議決事項というふうな整理では考えておりません。

○飯澤匡委員 根幹となる振興戦略が整っていない、策定途上にあるのに、部設置条例を先に出すという意味は、どういうところにあるのでしょうか。

○佐藤人事課総括課長 こちらは、制定途上というお話をいたしましたけれども、最終的な決裁という形の段階には至っていないということでございます。4月以降、CFT（クロスファンクショナルチーム）という庁内の組織をつくりまして、振興戦略をつくるということで、さまざま御議論を重ねていただきました。関係団体等の意見、あるいは部内調整ということもしている途中でございますが、大枠という形で大体の整理はできているという段階でございます。

○飯澤匡委員 大枠であろうが何であろうが、形だけ先につくって魂が入っていないということは、どういうことなのでしょうか。

○風早総務部長 今回の部の設置に関しましては、8月の県政調査会において、その方向性について議会に御説明させていただいたところでありまして、委員から御指摘がございました文化・スポーツ振興戦略については、人事課総括課長から御答弁申し上げましたとおり、この議会の始まる前の11月の段階で文化・スポーツ振興戦略の現在の状況について御説明したところでございます。

この文化・スポーツ振興戦略につきましては、今定例会でも内容等についての御質問もいただきまして、その方向性ですとか内容等について御説明したとおりでございます。

今文化スポーツ部がございませんので、最終的には教育委員会の事業、それから政策地域部、保健福祉部、環境生活部、そういったところの事業等が、来年度当初予算に向けて事業化されていくという状況でございます。そういった状況も踏まえて、考え方は既に御説明しているとおりでございますけれども、方向性としてお示しをして、12月議会で上程議案についての御説明をしているという段取りで考えております。

○飯澤匡委員 各方面から意見を聞いて策定したという段階で議会に設置議案が出されるのではなく、大枠ですけれども、これについては最後決裁をされるだけだということを出されるのでは、なかなか苦しいと思います。あなた方の事務整理の中ではそうでしょうけれども、我々は議決権を行使するに当たって、どういう段階に来ているのかということも、じっくり熟慮しなければならない。

策定中ということで、例えばここに書いてある、個性と創造性あふれる心パワー、体パワー岩手ということについて、各団体から、こんなのでいいのかというような話になったり、いろんなことが想定されますが、私は出し方の整理として、本当にそれでいいのかと疑問を持っています。しかしながら、もう既にここに議案が提案されているわけですから、

その中で、我々は審議しなければならないということになるのだというふうに思います。

これ以上言ってもどうしようもないので、その手続については、今後もう少し整理しないといかぬのではないかと思います。議決のときに、私の態度表明をさせていただきますけれども、ちょっとおかしいと思います。このことをまず申し上げます。

それから、今回の部局の設置条例に関して直接的にお伺いしますが、私は2019年のラグビーワールドカップは成功してもらいたいと思いますし、県も主催者の一人ですから、できる限り対応してほしい、一生懸命やってほしいと思っていますし、そういうことについては何ら異議はありません。

ただ一つ、大きな疑問として思うのは、先ほど人事課総括課長から、他県では観光戦略等も入っているというようなお話もありましたが、今回のラグビーワールドカップ開催について、先ほど強調されましたけれども、なぜ岩手県に限っては観光という部分が抜け落ちているか。そして、ここに県として戦略的に取り組むという施策がありますよね。戦略的に取り組むのなら、包括的に経済的な効果もあって、観光という側面が入っていないと効果が発揮されないのではないかと、私はそういう疑問を持っていますけれども、なぜ観光が外されたのか、その経過、それからどういう議論がされたのか、それをお知らせください。

○**風早総務部長** まず、説明の段取りについて、改めて御指摘いただきましたので御説明いたしますと、既に委員もお持ちのとおり、18ページにわたる戦略については中間段階とは言いつつも、我々としては非常に完成に近いものという認識でお示しをしているものでございます。むしろこういった議会の場も含めて、公の場でこういうところをごらんいただいた上で、御理解をいただければという思いで出させていただいているところであります。また、関係団体につきましても、こういった状況で進めていくというところについては、部の設置等についても前の段階で御説明をさせていただいているところでございます。

また、観光についてでございますが、これも先ほど人事課総括課長が御答弁申し上げましたとおりでありますが、そもそも組織論として観光を含めるのかどうかについては、ごらんいただいておりますとおりで、例えば他団体では歴史的経緯から生活分野等にこういう文化、スポーツが近いというところで、生活、文化、スポーツみたいなくりにされているところもあれば、また観光という点と親和性が近いということで、そういうふうになっているところもあるということで、それぞれの団体の組織のこれまでの経緯だとか、あり方によってさまざまあるということをおし上げたところでございます。

一方、今御指摘いただきましたとおりで、文化、スポーツと来れば観光との連携が非常に強いということをごさいますして、先ほど申し上げた文化・スポーツ振興戦略の素案の冒頭にあるとおりで、文化、スポーツの持つ多面的価値により、さまざまな交流人口の拡大によって観光産業の振興、それからスポーツ産業、コンテンツ産業、そういったものにも幅広く結びついております。

そして、今回の観光、それからスポーツ産業、コンテンツ産業は、引き続き商工労働観

光部等で所管するわけですが、こういったものについては連携が必要だということをお話しております。これも答弁で申し上げたのですが、今度は戦略のお尻のほうに、部局横断的な本部をつくって、そこに関係部局長が入る。その中心となって連携を推進していくのが、この文化スポーツ部だということも申し上げた上で御提案申し上げているところでございますので、何とぞ御理解をいただければと考えている次第でございます。

○飯澤匡委員 今までも、部局横断的にILCについてもやっていて、ワーキングチームをつくったりやっているわけですが、今回は、部局の新設です。あなた方は、戦略的という言葉に殊さら強調しているわけですから、何らかの効果が出てこないといかん。文化、スポーツという分野は、なかなか目に見えて効果が出てきませんから特に難しいのです。当座、2019年のラグビーワールドカップ釜石市開催があるとしても、私はやはり観光戦略が落ちているということは、部局新設置については片手落ちだと思います。

2019年のラグビーワールドカップについては、いろんな場面で勉強させていただいて、観光客船が来て、それがホテルがわりとなり、そして観光拠点になるのではないかとこの可能性もお話に出てくるでしょう。まさにイタリアの船会社などは、この観光戦略について、日本と韓国、台湾を結んでやろうとしている。これは、全て密接にかかわってくるわけで、その上で部長がここにおられるわけですから。

先ほど岩崎委員からもお話があったように、復興という大きな命題があって、なおかつ観光戦略という戦略的な部分というものをそいでしまった中で、何をやるのですか。恐らく達増県政のソフトパワー戦略の一環だと言えればそれまでですけれども、部長を設置するからには、それなりの人材を投与しなければならない。その人材を、本当にここだけに置いていいのか。県庁の皆さんは優秀な人がたくさんおられるからいいのしょうけれども、今回は部設置よりも、何らかの形で部を統合して、部局の下に置いて戦略的に行うのであれば、その中でしっかりとチームを組んで、少数精鋭でもいいから、とりあえずやってみようというような、そういう道筋を立ててからすべきだと思います。

全体的なバランスの中で、復興という大きな仕事をなし遂げなければならない。来年以降どういうふうな格好になるかわからないわけですが、まさにことしは復興を完遂しなければならない。少しソフトパワー戦略が前面に押し出され過ぎてはいないか、殊さら、何回も言いますが、やはり戦略と言うからには、ある程度の数字、形というのも見えていかなければならない。私は、それには観光という側面を絶対にこの中に入れるべきだと思います。

執行部としては、常任委員会の所掌については、大っぴらには余りよくないのかもしれないけれども、今のところ商工文教委員会を想定しているというようなお話もあって、それならばなおさら観光を入れて、その中でどういう形で進めていくかということ、きちんと議論をする。私は、こちらのほうが戦略的に進む価値が非常にあると思うのです。それならば、私は納得するけれども、今回の形の中では、ちょっと納得できない。これは、政策を担っている部としてはどうなのですか。

○大平政策地域部長 総務部長も御答弁申し上げましたように、さまざまな考え方がございまして、今回の場合、スポーツを担当している部長といたしましては、教育委員会のスポーツ関係と我々の持っているスポーツ関係を統合する。それが部かどうかということは、また一つ議論がございしますが、非常に意義があることだと思っております。

今回は、さらに国体プラスなども担当しましたし、また、平泉の文化遺産など、ことしも理念普及事業を担当しており、やはり横断的な取り組みというものは非常に重要になっておりますので、仕組みとしてきちんとつくるといことは非常に重要なことだと思っております。

その中で、観光があればいいのかということについては、この話が出たときに私もそういう考えもございましたが、やり方として商工労働観光部の観光部門との連携をいかにきちんととっていくのか、あとは仕組みをつくった後で、実効性のあるやり方というところもあるかと思っておりますので、我々が考えております今後のスポーツ関係のさまざまな事業、来年度予算に提案する事業もございしますが、その中でもやはり観光との連携も十分考えた上で事業を組んでいくということで、何とか実効性ある形ができるのではないかと考えてございます。

○飯澤匡委員 今文化遺産という話が出ましたけれども、これだって観光と直結するわけではないですか。ですから、それはそれで商工文教委員会の中の商工労働観光部でやるというのですけれども、私は端的に経済効果とかを考えた場合、せっかくこういうものをつくってスポーツ、また文化というものを発信するのだったら、それとなぜ観光をつけてやらないのかなど。部でやるのであれば、岩手県のために、それぐらいの迫力がないと私はだめだと思えます。今までの答弁だと、なかなか納得できないなというふうに思えます。

もう一回繰り返しますけれども、中身については全くもって反対するものではない。ただ、部局設置を新たにするという割には、魂が魂に訴えるものが非常に少ない。何か生煮えのような感じがして納得できないというのが今の私の印象です。いろんな戦略的というのであれば、確かに一元化してやる意味というものは非常にあると思うのですけれども、4月からスタートする割には心もとない状況だなという感じがします。

これ以上聞いても、恐らくもう同じ答えしか出てこないもので、スタートするところにおいては、新しい部という形では私はなかなか納得できないということを最後に申し上げて終わります。

○工藤大輔委員 今回の文化スポーツ部の設置において、設置する目的等については、ただいま説明がありました。また、一般質問等でも質疑が交わされました。そこで、他県の先行事例があるわけですけれども、それを見ながら、文化スポーツ部を設置すべきだとの結論に至った大きな理由はどういうことだったのか。そしてこれまでも、質問し、問いただす場面では、部局横断的な取り組みをして、しっかり対応するというふうにやっっているが、なかなかそれが機能しない分野があったのかと思えます。具体的にどのような分野が今まで部局横断的に取り組みながらも効果を発揮できずに、そしてまたこういった新し

い部局設置に至ったのか、他県の事例も含めて御説明願います。

○佐藤人事課総括課長 具体的にどういった分野がうまくいかなかったかというお話でありますが、こういった分野がうまくいかなかったという話がすぐにできるような状態ではないというところがございます。文化とスポーツの関係は、今まで教育委員会の所管になっている部分と知事部局の所管になっている部分があって、今までも連携を図って取り組みを進めてまいりました。一つの部一元化をすることになりますと、双方の関係の意思交換なり意思決定、この辺のスピード感というのも出てこようと思っておりますし、何より一つの方向に向かうという気持ちといいますか、その辺はきちんと出るのがかなというふうを考えております。

○工藤大輔委員 意思決定が速いということであれば、先ほど飯澤委員が質問された観光の分野について、私も同様に思っていて質問しようと思っていました。意思決定が速い、そしてまた機動的にその部の機能が発揮できるというのであれば、やはり文化、スポーツのみではなくて、文化、スポーツの持つ力を岩手のどの分野に導きたいか、どの分野と一緒にしたら、より大きく画期的な効果を発揮できるのかということについて、さらに大局的な判断が必要だったのではないかと思います、いかがでしょうか。

○風早総務部長 観光も含めて御質問をいただきました。やはり観光については、各委員に御指摘いただきましたように、かなり文化、スポーツとかかわりが深いということは事実だろうと思っております。

ただ一方で、観光について一例を挙げますと、商工観光業者という観点で見ても、それから観光でお越しいただいた方に、どういう岩手の特産物だったり、製品だったり、商品だったり、そういったものを見ていただくか。当然のことながら、今商工労働観光部で一体的にやっている商工行政、さらには農林行政等々とも大きくかかわってくるわけでございます。したがって、なかなか組織論というものは、どれが100点で、あとは連携はしなくていいというようなことはなかなか難しく、これはどういった組織をつくっても悩みは残ってしまうところがあるのだらうと思っております。

一方、文化とスポーツをなぜ一緒にするのかということは、さまざまな理由を本会議でも御説明しておりますが、国体、そして障害者スポーツ大会をやった我々の経験を踏まえ、国体には文化プログラムというものがあり、さまざまな形で県民の方々が国体を盛り上げるのに際して、スポーツの分野と文化の分野は、一体で切り離せず、県民の方々が元気になる、プラスの効果があったということでございます。当然のことながら、御指摘いただいておりますとおり、商工分野、それから観光分野、さらにはその他の分野との連携というものが引き続き必要になってきますけれども、今回は法律改正等も踏まえ、また県民の盛り上がり、そしてさらに申し上げますと、今岩手県が置かれている状況は、2019年ラグビーワールドカップ釜石開催を何としても成功に導かなければならないという直近の大きな課題もある。こういったところから、やはり文化とスポーツというものを一元化して、しかも部局を設置させていただいて取り組む必要があると考えているところです。

対外的な交渉、折衝については、例えばラグビーワールドカップ釜石開催の関係で、現在、大平部長も何度も東京にも行かれています。私も何度かお手伝いをして上京したこともありますけれども、やはりこういったことを考えて、部として専担組織を置くことが必要であると考えたところがございます。何とぞ御理解いただければと思います。

○**工藤大輔委員** 部長の言うこともわからないでもないのですが、例えば先般開催された希望郷いわて国体、いわて大会は大きなスポーツのイベントだったわけですが、大会自体は成功したと思いますが、目的としてもう一つ、被災地を見ていただくとか、あるいは県内での周遊も含めた観光を期待した多くの県民がいる中で、そういった分野については、それほど大きな好影響がなかったという県民の感覚があるかと思います。それについても答弁をいただきたいのです。

そういったスポーツの持つ力というものに対して、また文化の持つ力に対して、県民は何を望んでいるのか。その成果は大事ですけれども、それに付随した地域振興も含めて、そういった分野にも大きく期待しているのではないか。そういうことであれば、よりかわりを大きく、より機動的に発揮する組織体が求められているのではないかと思います。改めて御答弁をお願いします。

○**風早総務部長** まずは、今回の国体、大会において、観光の分野の効果がなかなか見えなかったという御指摘については、当部として責任を持って御答弁をする状況にはございませんが、ただいずれにしても、仮にそういう状況にあったのであれば、これはスポーツ、文化の分野だけではないのですけれども、今後、一層の連携が必要だろうと思っています。観光分野というものは、観光業者の方々にお聞きすると、先ほども御答弁申し上げましたとおり、お客様は農産物だったり、食べ物、それからお土産、こういった付加価値がないとなかなか宿泊でお越しにならないということはよく言われる話でもありますので、文化、スポーツに限ったことではなくて、やはり連携が必要なのだろうと思っております。

したがって、先ほど飯澤委員の質問にも御答弁申し上げましたが、文化、スポーツを一元化するに当たっては、観光、さらにはスポーツ産業、コンテンツ産業、こういったものとの連携が必要だということであっておりますので、そういったところを御理解いただければと思っておりますし、我々としても、こういう御指摘を踏まえ、一層全庁的に観光行政についても取り組んでいく必要があると認識を新たにしております。

○**工藤大輔委員** それでは、次に文化・スポーツ振興戦略についてお伺いします。これは、私も本来であればしっかり策定してから示したうえで部局設置の提案をすべきではないのかとの思いを持っておりますが、この戦略を策定するに当たって、新しい戦略的な計画だということであれば、例えばパブリックコメント等を行って、県民からの声を聞きながら、どういった方向性がいいのか、一体となって策定すべきだと思いますが、どのような経過を踏んだのかお伺いします。

○**佐藤人事課総括課長** 文化・スポーツ振興戦略につきましては、庁内でクロスファンクショナルチームというものを設置し、チームリーダー、サブリーダー等を配置いたしまし

て、それから、文化とスポーツの関係を所管しているところの部署からも参画をいただきまして、庁内で調整を進めてきたところでございます。

戦略策定に当たりまして、パブリックコメントは実施はしておりませんが、ふだんからいろんなところに関係するメンバーが入っておりますので、その関係団体等の意向などを十分踏まえて策定したという経緯でございます。

○工藤大輔委員 策定したと言いますが、策定されていませんよね。そういう答弁になると誤解を招くのです。

では、この計画は、いつ提案とか正式なものが示されるのか。そしてまた、具体的計画をどのように出しながらと言いつつも、一方ではもう予算要求も含めて新しい事業等も進められているかと思いますが、現状はどのようになっているのかお伺いします。

また、部の設置ですから、計画の中に目玉事業等もしっかりと盛り込んでいると思いますが、こういったものが、こういった負託を持ってこの新しい部を運営しようとしているのかお伺いします。

○佐藤人事課総括課長 済みません。戦略は策定途上でございまして、訂正させていただきます。

文化スポーツ部の設置によりまして、従来取り組んできました文化、スポーツに関する施策の充実はもちろんでございますけれども、各部局で実施をいたします関連事業をコーディネートいたしまして、地域、NPO、それから学校とのさらなる連携を促進していく。また、健康づくりなどの保健福祉分野、観光を初めとする産業分野との政策間の連携を進めたいと考えております。

施策の実現に当たりましては、市町村、それから関係団体を初めといたしました多様な主体と連携を図りながら進めてまいりたいと考えております。また、目指す姿の実現に向けましては、部の設置に合わせて、仮称でございますが、岩手県文化スポーツ事業推進本部を設置いたしまして、学校教育、文化財、生涯学習を所管する教育委員会等と連携いたしまして、部局横断的な取り組みを戦略的に進めてまいりたいと考えております。

それから、具体的予算的なお話でございますけれども、戦略に記載している取り組みは、今後5年間の文化、スポーツ振興のための主な方策を示すということにしておりまして、これらの実現のための環境整備、それから財政上の措置を構築していく必要があると考えております。現在、予算要求を各部局で行っているところでございますけれども、平成29年度の予算要求に当たりまして、副知事からの依命通知ということで、特に重点的に配慮している事項ということで、岩手県ふるさと総合戦略も踏まえた仕事の創出とか、移住定住の促進、出産、子育て、保健、医療、福祉の充実などのふるさと振興を展開する取り組みというもの一つでございますし、また、希望郷いわて国体、いわて大会の開催を契機とした従来の枠を超えた文化、スポーツの施策の戦略的な展開という項目も入れております。これに基づきまして、現在事業を所管しております各部局で、予算要求を進めている状況でございます。

○**風早総務部長** 今御説明したことに追加も含めて私から答弁させていただきます。この振興戦略は、先ほども御答弁申し上げましたとおり、我々としては、現時点でかなり完成形に近いものだと思っております。これで決まりという形のを議会に御説明するのではなく、むしろ中間段階としてお示しをし、今まさにこういったことも含めて御意見をいただいている、そういうことで理解をしてございます。

そしてまた、ごらんいただいておりますとおり、この中にはこういうふうに行っていくということを中心にかなり具体的に書いていっていると認識をしております。ただ、当然のことながら、一体、ではそのうちのどれを来年度やるのかということは、これは毎年度、毎年度の予算編成にかかわってきます。いつの時期にということについては、先ほど委員からも御指摘がございましたが、私の思いとしましては、基本的には全体的なつくりですとか、細かいことも書いてございますので、御意見等も踏まえながらであります。基本的にはこういう形でということでございます。

ただ、来年度の事業内容はこういうことだということは、当然、現時点で無責任に勝手に説明するわけにはいきませんので、予算の状況が見えてきた段階で、したがって2月とか、そういったところで、来年度はこういうことも含めて考えていくことをバックボーンとしながら完成形にさせていただくということが段取りとしていいのかなと思っております。ただ、内容としては、今お示ししているもので当局としてはかなり議論を尽くし、また議員の皆様にもお示しできるのではないかとということでお示しをさせていただいている状況でございます。

○**工藤大輔委員** その計画に基づいて、戦略的にということが今回のポイントだと思います。それを明確に、こういった計画で平成33年度までにどこまでどう引き上げるのか。何をやるかだけではなくて、戦略的にやる効果としてどこまでの目標を決めてやるのかということもあわせて示していくことが私は必要なのだと思います。

また、体制等についても、先般の本会議の一般質問では、まだ提案していないからなのか、答えていただけませんでした。50名から70名で恐らく4課体制なのかなと答弁を聞いたと思います。規模的に言えば、秘書広報室よりも若干大きい規模なのかなというふうな思いもして、所掌する事務等もそれほど幅広くないなというふうな思いも感じて、室でのスタート等も検討されたのかなというふうにも私は思ったところでありますが、いずれ部としての提案であります。

広域振興局の体制も強化するということですが、先ほど少し答弁があったわけですが、市町村との連携をどう進めるかという中で、特にラグビーワールドカップ釜石開催を控えている沿岸広域振興局とか県南広域振興局においては、より強い体制を築く必要があると思いますし、あるいはラグビーワールドカップに当たっては、専従するような形での配置というものが需要だと思いますが、これから数年間かけて、どのような形で釜石市との共同開催に向けて準備を滞りなく行っていくかお伺いします。

○**佐藤人事課総括課長** 目標の設定というお話がございました。今でも県のアクションプ

ラン等で目標を定めて実施しているものもございますので、今の御指摘も踏まえまして、今後の検討事項にさせていただきたいと思っております。

それから、部の規模については、これは釜石市でラグビーワールドカップを開催することによってございますので、今想定しておりますのは、文化を所管する課、それからスポーツを所管する課、ラグビーワールドカップを所管する課、それから部として設置いたしますので、他部と同様に企画室というものの設置を考えておりまして、1室3課体制で検討を進めているところでございます。

ラグビーワールドカップの関係でございますけれども、2019年の本大会に向けまして、体制は順次強化をしていかなければならないと考えております。ラグビーの担当課で人数を一応措置いたしまして進めていきますが、大会の進捗に向けて徐々に体制の強化も必要だと思っておりますし、大会会場が釜石市ということもございまして、そちらとの連携も十分考えていかなければならないと思っております。そちらは、引き続きどういう体制で進めていくのか、失敗は許されないと考えておりますので、必要な体制を順次強化しながら、対応に当たっていきたくと考えております。

○**工藤大輔委員** わかりました。いずれ来年から、できるだけ世界遺産にかかわる分野と観光分野との連携だとか、あとは県民のさらなる理解の増進、あるいは県内にあるプロスポーツについても支援をしながら、地域振興という点で地域とのかかわりを多く持ってもらいながら、全体的にバックアップできるような体制を組んでいただきたい。

例えば、選手強化をするに当たっても、これは教育委員会と学校のスポーツとも大きくかかわりますので、恐らくそういった人事的な面についても、相当協力をしてもらわなければならない。

それから、スポーツ施設をつくる際にも、例えば野球場なんかで言うと、盛岡市と相談をしながら立派なものをつくっていくという方向にあると思っておりますが、それに使わなかった県の予算については、例えばボルダリングとか、今までなかったような施設が国体を契機として整備され、大きな成果をおさめていますので、今までは足りなかったスポーツ施設に十分充ててもらって、国体での成果を岩手のスポーツ力の強化ということに結びつけていただきたいと思っております。このことを最後にお伺いします。

○**風早総務部長** まさに委員から御指摘いただきましたとおり、新組織ができましたら、当然のことながら教育委員会を初め、横断的な連携が必要でございます。また新組織をつくる以上、最初から百点満点というわけにはいかないかもしれませんが、そういうところに意識を持つということの戦略もつくり、県庁全体として取り組んでいくものでございます。また、スポーツの関係でさまざまな御指摘いただきました。ラグビーワールドカップを初め、プロスポーツ、それから生涯スポーツなど、さまざまな面を他部局とも連携しながら、この部局として戦略的に進めていく。そしてまた、文化についても全く同様でございまして、そういった姿勢で県として全庁的に取り組み、そしてその中心に文化スポーツ部を置かせていただくことで、進めてまいりたいと考えております。

○城内よしひこ委員 私からは、確認も含めて伺います。ことし完全国体が行われて成功裏に終わったということでもあります。その中で、障がい者スポーツが注目されたというか、本当に障がいを持ちながら勇気を与えてくれたということに関連して私はお伺いするのですが、新たにできるだろう文化スポーツ部において、障がい者のスポーツという位置づけはどのようになっていくのか。また、名は体をあらわすということではありますが、文化、スポーツという中に、そういった障がいという部分が見えてこない。今回の障がい者スポーツ大会では、個人のメダル数は多かったわけですが、団体スポーツという部分ではなかなか成果が発揮できなかった。もちろん東日本大震災を経験して、なかなかそういう準備が整わなかったということは、そのとおりであろうかとは思いますが、そういったことも含めてどのような取り組みをされるのか、またそういう位置づけがあるのかをお伺いしたいと思います。

○佐藤人事課総括課長 障がい者スポーツの関係の御質問でございました。現在、障がい者スポーツにつきましては、保健福祉部の障がい保健福祉課で担当してございまして、例えば全国障害者スポーツ大会への派遣とか、そういったところの事務はこちらで取り扱っております。

今回の部局設置に当たりまして、そちらの事務も文化スポーツ部に一元化して持つてくるということにしておりますので、従来ですと、障がい者のスポーツの関係だけで特化した形の枠組でやっていたところが、スポーツという大きなくりの中で施策を展開できると思っておりますので、そこら辺の相乗効果は当然あるかと思っております。

同じく障がい者の芸術の関係も障がい保健福祉課で担当してございまして、文化の関係ということで、こちらの分野も一元化します。今までですと、障がい者の関係に特化していたところを、もちろん他部局との連携という格好でやってきてはございますけれども、一つの大きな文化の枠組みの中に位置づけることになると思っておりますので、これも相乗効果をもって進められるのかなと思っております。

あと個人のメダル、団体のメダルというお話がございました。障がい者のスポーツ振興にも当然力を入れていくということにしておりますので、選手の育成とか指導者の育成、こういったところにも意を用いていくということで考えております。

○佐々木茂光委員 それぞれ委員の話聞いて、そしてまた当局の答弁を聞き感じたことです。実は、私もまだ応急仮設住宅で暮らしていて、これから家を建てる一人でございます。何とかかんとか国体は切り抜けた、それはもちろん県民の力もあったろうし、県庁の人たちも先になってやっていただいて、その結果、成功に終わりました。今度はそのレガシーを次の世代につないでいくために、新しい部を設置してラグビーワールドカップ、東京オリンピックに向けてまたやっていく。

それをやることは一向に構わないのだけれども、先ほど来言われているように、我々は被災地として、職員が不足している分を補うためにお手伝いをお願いに今まで出歩いているわけですね。頼むほうは、困った思いがあつてお願いをする。頼まれたほうは、大変

ですよ、では何とかできる範囲でお手伝いをしましょうと出してくるわけです。そういう中で、もう5年、6年と続けています。ましてやことしは復興完遂、現場はどうあれ、少なくとも完遂という言葉で、皆さんは過ごしているわけですよ。

何を言いたいかというと、新しい部の設置は今ではないでしょうと思うところがあるのです。これからも応援職員の派遣をお願いをして、皆さんに関心を持って来てもらい復興のお手伝いをしてもらおうという姿勢ですよ。応援を出す立場であれば、それは岩手県の勝手でしょうというふうに私ならとります。だから、やることにに対して私は反対をしているわけではないのだけれども、今他の委員の方々から指摘をされていることにに対して、わかりました、だけれども何とかやりますということではないのではないかと思います。

被災地であるという自分たちの置かれている状況ということにもっと踏み込んでいった形の中からそれをつくり上げていかないと、この短い時間の中で間に合わせに繕って、ほころびを縫いながら飾りつくったって、やっぱりできるものはその程度のものしかできないのではないかなと思うのです。

我々は復興ということ、イの一番に捉えている被災県ですよ。だから、それに集中した動きをまずとるべきだと思うのです。当局からすれば、それはそれで通ります、これはこれで通りますと言うけれども、内部の中で50人も70人も組織的にそうやってつくっていくということになると、職員の人たちはそれに向かって取り組むわけですよ。私から言わせれば、その能力を持っているのであれば、例えば復興のおくれている部分に力を発揮するとか、被災地の住民にとってみれば、それはちょっと違うのではないかなと思います。対外的に説明がつかないと思います。

少なくともことしは完遂の年だということで、そういう旗頭の中で、皆さんも、我々県民も動き出しているわけだから、とりあえずそこまでは復興完遂に向けて過ごすべきではないかなと思っている。持っている全ての力を投入して復興を進めていく時期が、今でないかなというふうに思うのです。国体でつかみとったレガシーたるものは、決して失うことはないと思うのです。それを次につないでいくためにと言ったって、次というのは先にあるわけだから、まず、今の部分を踏襲することが県民にとっても、これからやろうとするスポーツ、文化の振興にとっても、私はまずそこが一番最初でないかなと思うのです。

だから、今当局の説明を聞いたところですが、まず、イの一番に考えなければならないところに目がいていないなと私は思っています。そういったところも、部長からお話を聞きたいと思いますし、こういう状態の中で走っていくということはどうかと私は思います。

○**風早総務部長** 今まさに委員から御指摘があり、また、先ほど岩崎委員からもお話がありましたとおりでございますが、ことし開催をいたしました国体、大会、これはスポーツというだけではなくて、全国に復興への感謝、そして復興の現状をお伝えするということがサブタイトルにもあったとおり、復興、復旧を切り離して考えることは当然できないと思っております。

そしてまた、スポーツ関係で一つ申し上げると、先ほども御答弁申し上げましたとおり、ラグビーワールドカップの釜石開催、これも、なぜ釜石市で、しかも鶴住居地区で開催されるのか、この経緯もひもとけば、当然復興と切り離すことができないものでございます。やはり、これはこれ、あれはあれということには決してならない。それは、今の御指摘も踏まえて、改めて我々としても再認識させていただくところであります。

また、先ほどの御答弁とも若干重複するのですが、50人、70人という人員が、今何もやっていないところに新しい事務を、それだけの規模でつくるということでは決してございません。今、教育委員会でやっている文化の分野、政策地域部でやっているスポーツ、アール・ブリュット、足りないかもしれませんが、保健福祉部でやっている障がい者スポーツ、環境生活部でもさまざまな取り組みをやっていて、それを一つにした上で、この戦略に基づいて、より復興を進めていこうとする動きでございます。

これは復興と表裏一体であるということを委員の皆様方の御指摘を踏まえて、改めて我々としても再認識をさせていただき、他都道府県、全国、そして世界にも、その思いを引き続き御説明して、今後、文化スポーツ部というものをつくった上での新しい展開も含めて、より一層復興への歩みを進めていく必要があるということ、思いを新たにさせていただき、そういうことだと考えてございます。

○佐々木茂光委員 であるがゆえに、完遂年であることしは、そこはしっかりと過ごすべきでないかなと私は思います。その辺についてはどのように思われますか。

○風早総務部長 そのところにつきましては、さまざまな御意見、御指摘をいただいておりますけれども、やはり我々としては、時期のことにつきましては、国体、大会が県民の皆さんの御理解、御協力のもと大成功になし遂げられ、そして、前を向くとラグビーワールドカップ釜石開催、さらに東京オリンピックというものが続いている。また、ことし得た成果の中で障がい者、文化、スポーツ、こういったところの必要性も叫ばれている。それがまた県民の共有の思いになっている。やはり、この時期を捉えて文化、スポーツの一元化というものをやっていくことが、非常に適切なタイミングだと判断して、御理解をいただければと思っている次第でございます。

復興との関係については、先ほど申し上げたとおり、我々職員、改めて胸に刻んで、第一の課題であることは改めて認識をさせていただき、当然進めていくというふうに考えております。

○佐々木茂光委員 結果として出たものについては、みんな持ち続けますよね。それをさらにとすることは、もちろんわからないわけではないのだけれども、持ち続けられますよね。それは、皆さんも、県民ももちろんそうだし、国体が残したものの、これから向かおうとするもの、みんな全て出されるがゆえに、みんなそれに集中していくわけですよ。だから、それは決してなくなるものではないと思うのです。あえてこれを切り離した形で部を設置して云々かんぬんというのは、理解できないわけではないけれども、それは今でなくてもいいのではないかということです。もっと先にやるべきことがあるでしょう。その

ためには、ことしの復興完遂年をいかにして過ごすかだと、私はそういうふうに思います。

だから、決して部の設置に対して、そんなのは必要ないとかなんとかというような意味で言っているのではないのです。目指すのは、そこに行くためには、今をきちんと踏まえていかなければ、これは被災地である岩手県の人たちに対して説明がつかないと思うのです。そうでなくてもおこなっているのだから。この間国体があった、ああそうか、よかった、よかったとみんなそれで終わっている。よしと言っているときに、今度はこういうふうにしてやりますが、それは対外的なものですよね。だから、被災地に対しては何のプラスもないです。いい方向には行かないと思います。

だから、それを語るのであれば、例えば職員が70人だ、50人だという話もあるけれども、その人たちの持っているものから一部をかりながら、別に表に出した形ではなくて過ごしたほうが、私は、県民はもちろん、全国にも説明がつくのではないかなと思います。我々は、完遂を願って、被災地は立ち上がっているわけだから、まずはそこを踏まえるのが対外的に説明のつく話ではないかと考えます。

○**風早総務部長** 復興についての御質問でございました。それについては、まさにことしが復興完遂年、そして、現在次期復興実施計画の策定が進められており、来年度から第3期に入ってまいります。県の仕事はさまざま広いわけですがけれども、県民の皆様に対しては、やはり復興第一で、そして震災以降、我々はそれを掲げて取り組んでいるということでございます。

そして、それについて、改めてなかなか思いが足りないのではないかとというような御指摘だと思っておりますけれども、それについては第3期の復興実施計画を今策定中でございますし、また、今までも我々としては力いっぱいこういうことをやっております。そのことは、全部局総出となってお伝えしてきているつもりでございますし、改めて第3期の復興実施計画をこういうふうに進めていくということをさせていただいているところでございます。委員の御指摘も踏まえて、より一層力を入れて、県民、特に沿岸部の皆様方、災害からの被災の中でまだまだ御苦労されている皆様方に、より一層わかりやすい形で責任を持った姿勢を示していくことが必要だというふうに考えております。

○**岩崎友一委員** 仮に、この条例案が通ったとすれば、条例案の内容1個が文化スポーツ部の設置、もう一個は国体・障がい者スポーツ大会局の廃止なのですが、廃止の施行期日が来年の4月1日ですよね。そうすると、まだ国体・障がい者スポーツ大会局の決算が終わる前だと思うのですが、この辺の取り扱いはどうなるのでしょうか。

○**佐藤人事課総括課長** 国体・障がい者スポーツ大会局の決算につきましては、新設される文化スポーツ部に引き継ぐということにしておりますので、決算の関係の処理は文化スポーツ部で経理をさせていただくということにしております。

○**岩崎友一委員** 確認ですけれども、毎年どこかで国体をやっているわけですがけれども、他県では国体のために専門の部局なりを立ち上げた場合、その解散というか、廃止については、決算との関係も含めてはどのような手続をされているのかお示しをいただきたいと

思います。

○佐藤人事課総括課長 済みませんが他県の国体に係る組織の廃止時期は、きちんとデータとして調べてはおりません。ただ、年度が終わるごとに大分整理をしているのではないかなと考えております。

決算も議会できちんと審議していただくことになると思いますので、国体の関係の部局が廃止になったとしても、そちらはどこかの部に引き継いで、そこで整理をするという格好になっているという認識でございます。

○小野共委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

○飯澤匡委員 前もって何回も申し上げていますが、私はスポーツの力というものをもっともって発信することで、岩手県の力となるべきものだと思っておりますし、文化、スポーツの統合で知事部局に一元化するということは反対ではありません。しかし、復興といふことの題名の中で、改めて観光戦略をしっかりと入れて、なおかつ被災地の方々にも観光の部分と一緒に進んで戦略的に進むということであれば私は納得をすると思ひ、最低限、百歩譲って、先ほど人事課総括課長から説明があった企画室と観光課が医師支援推進室のような形で、共管する形で進めていくということであれば私は賛成しますけれども、ただいま皆様方が提案される根拠では、部としての存在する価値、根拠が薄いと云わざるを得ません。

したがって、今回の件は、もう一度観光戦略についても考慮をしていただきたいということを含めて、差し戻しという意味を込めて、このままでは賛成しかねるということをお願いしたいと思います。

あわせて、前段の補正予算で申し上げましたように、復興庁があれば東北の観光について矢継ぎ早にいろいろな財源を出して示していく中で、あなた方が戦略的と言うのであれば、それに呼応した形で積極的にかかわっていくことをやるのであれば示すべきだと思う。今の商工労働観光部の観光課では、今までの従来のおつき合いの中でいかにやるかという形で、新しいものをやるというエネルギーはなかなか補充されていないという状況にもある。

ですから、部局横断と言うけれども、そこに新しい戦略性であるとか、人の増強であるとか、人事の増強であるとか、そういうのが見えないところで、この文化スポーツ部の設置ということは、私は根拠が薄いのではないかと思います。ぜひとも考え直していただいて、観光という側面をぜひ入れなければ、なかなか納得できないのではないかと思います。

○伊藤勢至委員 私は、賛成の立場から討論を申し上げたいと思います。

私は、今月の23日で70歳となります。これまで私が生きてきた中で、死なない人を見たことはありません。この世に命を持って生まれてきた人は必ず終わる、これも人間の摂

理でありまして、これはいたし方のないこと、生まれたときから覚悟を持つべきだと思っております。

そういう中で、本県は5年8カ月前に東日本大震災津波という、考えてもみなかった大災害をこうむったわけではありますが、まさにここが生死が分かれた第1点目だと思っております。私はたまたま自分の家は冠水しましたが、生き残らせていただいた。生き残らせてもらった人間として、残念ながらお亡くなりになった方々の分を生きている間に頑張ってお援をしてさしあげて、そしてその成果を次の世代につないでいこうということが人間の筋だと思っております。

ある議員からは、会議の中で、よく孤独死を防げというお話が出ます。けれども孤独死、確かに身内がいる中で、一人でお亡くなりになるということは残念なことでもあり、つらいことかもしれませんが、天涯孤独という人が一人でお亡くなりになったことまで含めて行政の責任であるかのような言い方というのは、私は間違っているものだと思っております。

この中に、俺は絶対に死なないと言う人がいたら手を挙げてください。そういう人はいないと思います。したがって、震災が命の分かれ目ではあったかと思いますが、生き残ったものとして、被災地の復興をなし遂げることは我々の責任でありますから、そこに強弱、順序はないはずであります。

ただ一方、被災をしたからといって、自分のところだけを向いてやってくれということも、これまたいかがなものかというふうに私は思います。

岩手県庁という存在は、例えば、これを戦艦大和、武蔵でもいいのですが、これに例えますと、高さは38メートル、長さは360メートルですから、盛岡地区合同庁舎から岩手銀行本店ぐらゐまで入る長さ、高さは県庁ぐらゐ。だけれども、その半分は水面下に沈んでいるのです。つまり大砲も鉄砲も撃たないけれども、ボイラーマンとして、あるいは機械マンとして戦闘自体はやっている。だけれども、魚雷や何か came 場合には一番先に死ぬのはそういうところかもしれません。だから、鉄砲を撃つポジションではないが、先にやられてしまうところもある。あるいは、船が沈まないために、左舷に魚雷を食らえば、今度は右舷に水を入れて水平を保つ。それは、水平でなければ大砲を撃てないからなのです。したがって、戦争するということにおいて、戦艦が大砲を撃つことを優先するといった場合には、水面下まで、喫水線まで水をのみ込んで沈んでも、それでも戦争を遂行する、大砲を撃てるようにするためには、約半分の1,800人を犠牲にして、艦上にいる人たちが頑張るといふことだと思っているわけです。

したがって、何を言いたいかといいますと、岩手県庁として、四国4県よりも広いこの県内で、沿岸地域に被災があって、ここには、もちろん十分全力を挙げて向かっていただかなければなりませんけれども、被災を受けなかった地域、あるいは沿岸から内陸に避難している人もいます。そういう人たちの現在、将来の道づくりをちゃんとしていくことも、やはりこれは県としての仕事だと思っております。

そして、被災地の中でも、被害の大小にもよりますけれども、田野畑村でありますとか野田村では災害公営住宅が、戸建てのものも含めて、1年も前に100%完成しております。一方、漁村集落事業とか都市計画事業等、その首長が大きな計画を立てたところは、いまだに終わっておりません。それは県の責任ではない、各市町村の責任である。それをごっちゃにして県にどうのこうのというのは筋が違うと思います。言ってみれば、新しい土地を造成する、10メートルのかさ上げをする、それは市が選択したことであって、県が選択したことではない。それらを一緒にしてはいけないと思います。

最終的には新しい部をつくって結構です。県民の生活の向上のため、福祉の向上のために頑張る。これは大いに結構でありますから、足りないところはどんどん拾い集めて、最終的には県民のために、そして一緒に生きている間に被災したことを乗り越えて、みんなと一緒に次なる世代にいいものを残していこうねというスタンスを我々は持たなければならないと思いますので、ぜひこの案件を通していただいて、県民の福祉の向上のために頑張ってもらいたいと、私は思っております。

○小野共委員長 ほかに討論はありませんか。

休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○小野共委員長 再開します。

この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○小野共委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに討論はありませんか。

○岩崎友一委員 先ほども質疑をさせていただきましたけれども、まずこの部の設置の時期であります。やはり震災復興のために各都道府県、市町村から多くの派遣、応援職員の方々の御協力を得てやっているという中で、今、新たな部を設置することには疑義があるということ。

それと、きょうの議論を聞かせていただいた中で、せっかく部をつくるのであれば、提案があったように観光の部分とか、やはり部の中身に関して具体的に詰めながら、岩手の発展につながっていくように、組織としてより機能してほしいと思います。ですから、そういった声、意見を踏まえながら、新たな条例案を提出してほしいという思いも込めまして、反対をさせていただきたいと思います。

○工藤大輔委員 先ほど質疑は交わさせていただきました。それで私の持つ思い、そしてまた文化スポーツ部がどういう役割を果たし、どういう期待を背負ってやらなければいけないかということについては理解していただけたのかなと思います。

ただ、先ほど来の答弁では、十分な答弁ではなかった。文化、スポーツにかかわる方に

とっては、今まで課としての取り組みだったものが、新たに部として、その事業が推進されるかもしれないということの期待を大いに持っているのだと思いますので、新しい部を設置するのであれば、もっと前向きに、そしてまた県民が期待を持てるようしていただきたい。

国体等を通じながら、文化、スポーツの持つ力の大きさということを県民は大きく感じたいと思います。それがどう地域に結びつくのか。また、これまで大きくクローズアップされなかった、あるいは支援の手が届かなかったプロスポーツであったり、障がい者スポーツなどへの強化であったりが、継続的、発展的に推進することによって、岩手の子供たちにも大きな夢を持ってもらう。そのような強い思いを持って進むのであればぜひ進んでほしいという思いを持っております。

ですから、そういった思いを持って、新しい部が十分機能するように実施することを期待し、賛成をしたいと思っております。

○小野共委員長 ほかに討論はありませんか。

〔「なしと呼ぶ者あり」〕

○小野共委員長 ほかになければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案を可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小野共委員長 可否同数であります。よって、委員会条例第 14 条第 1 項の規定により、委員長において本案に対する可否を決定いたします。

本案については、委員長は可とすることに決定いたします。

次に、議案第 4 号特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第 5 号一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、議案第 6 号一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、議案第 7 号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第 12 号市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例、以上 5 件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤人事課総括課長 議案第 4 号の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第 5 号の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、議案第 6 号の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、議案第 7 号の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第 12 号の市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、一括して御説明申し上げます。

説明させていただきます議案の本数が多いことから、少々説明が長くなりますことをお許し願います。

まず、議案第4号の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案(その2)の4ページをお開き願います。説明は、便宜お手元にお配りしております議案第4号の一部改正条例案の概要により説明をさせていただきます。

まず、1の改正の趣旨についてであります。本県の一般職の職員に係る人事委員会勧告の内容や特別職の国家公務員の給与の改定などの動向の諸般の事情に鑑み、特別職の職員の期末手当の支給割合を改定しようとするものであります。

次に、2の条例案の内容についてであります。知事、副知事等の常勤の特別職の職員及び県議会議員の方々に支給する期末手当の支給割合について、表に記載のとおり、今年度の12月期の支給割合を1.55月分から1.70月分に引き上げ、年間3.10月分から3.25月分に改定しようとするものであります。なお、平成29年度につきましては、年間の支給割合は本年度の改定後と同じであります。6月期と12月期の支給割合をそれぞれ1.625月分に改定しようとするものであります。

3の施行期日等についてであります。この条例は公布の日から施行しようとするものであります。平成29年度の支給割合の改定については、平成29年4月1日から施行しようとするとともに、(2)の1のイの平成28年12月に係る期末手当の支給割合につきましては、同月1日から適用しようとするものであります。

次に、議案第5号の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第6号の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、まとめて御説明申し上げます。

議案第5号につきましては、議案(その2)の6ページ、議案第6号については、議案(その2)の9ページになります。便宜お手元に配付しております議案第5号及び議案第6号の条例案の概要を2枚並べてごらんいただきたいと存じます。この二つの条例案は、ほぼ同様のつくりとなっております。

まず、1の改正の趣旨についてであります。岩手県人事委員会の給与改定に関する勧告に鑑み、特定任期付職員及び任期付研究員の給料月額及び期末手当の支給割合を改定しようとするものであります。なお、特定任期付職員とは、高度の専門的な知識、経験、またはすぐれた識見を有する者を一定期間活用する任用形態の職員であり、現在弁護士資格を有する職員を任用しております。また、任期付研究員とは、研究業績等により、すぐれた研究者や独立して研究する能力があり、研究者として高い資質を有すると認められる若手研究者が一定期間研究に従事される任用形態の職員であり、現在農業研究センターで若手の研究者を任用しております。

次に、2の条例案の内容についてであります。まず(1)の給料月額の改定につきましては、特定任期付職員及び任期付研究員に適用される給料月額を引き上げようとするものであります。

(2)の期末手当の支給割合の改定につきましては、本年度の12月期の支給割合を1.55

月分から 1.70 月分に引き上げ、年間 3.10 月分から 3.25 月分に改定しようとするものであります。なお、平成 29 年度につきましては、年間の支給割合は本年度の改定後と同じであります。6 月期と 12 月期の支給割合をそれぞれ 1.625 月分に改定しようとするものであります。

3 の施行期日等についてであります。この条例は公布の日から施行しようとするものであります。平成 29 年度の期末手当の支給割合の改定につきましては、平成 29 年 4 月 1 日から施行しようとするものであります。

なお、先ほど御説明申し上げました 2 の条例案の内容のうち、(1) の給料月額の変更は平成 28 年 4 月 1 日から、(2) のうち本年度の期末手当の支給割合の改定は同年 12 月 1 日から適用しようとするものであります。

また、この条例の改正に対して所要の経過措置を講じようとするものであります。

次に、議案第 7 号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第 12 号市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、まとめて御説明申し上げます。

まず、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案の内容から御説明申し上げます。議案(その 2)の 12 ページをお開き願います。説明は、便宜お手元に配付しております議案第 7 号の条例案の概要により説明させていただきます。

まず、1 の改正の趣旨についてであります。岩手県人事委員会の給与改定に関する勧告等に鑑み、一般職の職員の給料月額、初任給調整手当の支給限度額、扶養手当の額、通勤手当の支給限度額及び勤勉手当の支給割合を改定する等所要の改正をしようとするものであります。

次に、2 の条例案の内容についてであります。 (1) の給料表の改定につきましては、全ての給料表について、若年層に重点を置きつつ、全ての給料月額を引き上げ改定しようとするものであります。

(2)、アの初任給調整手当の改定につきましては、医師及び歯科医師に支給される初任給調整手当の支給月額の限度額を 41 万 3,300 円から 41 万 3,800 円に引き上げようとするものであります。

(2)、イの通勤手当の改定につきましては、交通用具使用者に係る支給月額の限度額を 3 万 8,300 円から 3 万 5,000 円に引き下げるとともに、交通機関等利用者に係る支給月額の全額支給限度額を 4 万 5,000 円から 5 万 5,000 円に引き上げようとするものであります。これは、本年の人事委員会勧告の報告におきまして、交通用具使用者に係る通勤手当について、県内の昨今のガソリン価格の動向等を考慮して改定の必要性を検討すること、交通機関等利用者に係る通勤手当については、職員の遠距離通勤の実態や他の都道府県の状況等を踏まえ、必要な検討を進めることが適当である旨の言及があったことを踏まえ、改定しようとするものであります。

(2)、ウの勤勉手当の改定につきましては、本年度及び平成 29 年度の支給割合を表に記

載のとおり改定しようとするものであります。具体的には、12月期の支給割合を再任用以外の一般の職員にあっては、現行から0.15月分引き上げ年間で1.70月分とし、再任用職員にあっては、現行から0.05月分引き上げ年間で0.8月分に改定しようとするものであります。なお、この改定の結果、期末手当と勤勉手当を合わせた年間の支給割合は、再任用職員以外の一般の職員で4.15月から4.30月分、再任用職員で2.20月分から2.25月分となるものであります。

(2)、エの扶養手当につきましては、資料を1枚おめくりいただきたいと存じますが、行政職給料表9級以上相当職職員、いわゆる部長級以上の職員については、子以外の扶養親族に係る扶養手当を支給しないとするものであります。表の2段目ですが、行政職給料表8級相当職員、いわゆる副部長級の職員については、配偶者に係る手当の月額を1万3,000円から3,500円、表の下から4段目になりますが、配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当の月額を各1人につき6,500円から3,500円に、その他の職員については、表の上から3段目になりますが、配偶者に係る手当の月額を1万3,000円から6,500円にそれぞれ引き下げるとともに、子に係る手当の月額は、各1人につき6,500円から1万円に引き上げようとするものであります。また、この見直しに伴い、扶養手当に係る届け出の手続等について、所要の改正をしようとするものであります。

3の施行期日等についてであります。この条例は公布の日から施行しようとするものであります。先ほど御説明申し上げました2の条例案の内容のうち、(2)のイの通勤手当の改正、こちらは平成29年1月1日から、(2)、ウの平成29年度の勤勉手当の支給割合の改定及び(2)、エの扶養手当の改定につきましては、平成29年4月1日から施行しようとするものであります。

なお、2の条例案の内容のうち(1)の給料表及び(2)のアの初任給調整手当の改定は平成28年4月1日から、(2)、ウの本年度の勤勉手当の支給割合の改定は、同年12月1日から適用しようとするものであります。(3)の扶養手当の特例措置につきましては、扶養手当の改定によりまして、支給額が引き下げとなる職員に与える影響を考慮いたしまして、激変緩和の観点から、平成32年3月31日までの間における特例措置を講じようとするものであります。

また、この条例の改正に際して、所要の経過措置を講じるとともに、(5)に記載しております条例につきましては、所要の改正、具体的には扶養手当の改定について一般職の職員の給与に関する条例と同様にするものであります。

次に、議案第12号の市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。議案(その2)の124ページをお開き願います。説明は、便宜お手元に配付しております議案第12号の条例案の概要により説明させていただきます。

資料の2の条例案の内容についてであります。給料月額、通勤手当の支給限度額、勤勉手当の支給割合及び扶養手当の額の改定につきましては、先ほど御説明申し上げました議案第7号の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案と同様の改正をし

ようとするものでありますので、それ以外の改正に係る部分についてのみ御説明申し上げます。

資料を1枚おめくりいただきまして、(3)の勤務時間及び休暇等の改正をごらんいただきたいと存じます。まず、(3)のAにつきましても、国の例に準じまして、職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限の対象となる子の範囲を拡大しようとするものであります。具体的には、法律上の子、実子及び養子に加えまして、特別養子縁組に係る監護期間中の者、養子縁組によって養親となることを希望している里親、いわゆる養子縁組里親に委託されている者などの法律上の親子関係に準ずる関係にある者を含めようとするものであります。

(3)のイにつきましても、要介護者を介護する職員が当該要介護者を介護するために請求した場合には、本務の運営に支障がある場合を除き、正規の勤務時間外に勤務をさせてはならないこととしようとするものであります。

(3)のウにつきましても、県立学校職員の例と同様に、介護時間について新たな休暇の種類として規定しようとするものであります。なお、この介護時間につきましても、後ほど御説明いたします議案第9号の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例案に定める介護時間の例によることとするものであります。

(3)のエにつきましても、平成29年4月1日に児童福祉法が改正され、養子縁組里親が法律上明記されることに伴い、子の範囲を整理する規定について所要の整備をしようとするものであります。

3の施行期日等についてであります。2の(2)のA及び2の(3)のAからウまでにつきましては、平成29年1月1日から、2の(2)のイ、ウ及び2(3)のエについては、平成29年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小野共委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は、原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は、原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第8号職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤人事課総括課長 議案第8号の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案（その2）の66ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜お手元に配付しております議案第8号の条例案の概要により説明させていただきます。

1の改正の趣旨についてであります。雇用保険法の一部改正に伴い、国の例に準じて、退職した職員であってその者を同法に規定する被保険者とみなしたならば高年齢被保険者に該当するものに高年齢求職者給付金に相当する失業者の退職手当を支給することができることとする等所要の改正をしようとするものであります。

2の条例案の内容についてであります。まず今回の条例改正の前提となります雇用保険法の一部改正の概要について御説明申し上げます。資料の下段、点線囲みで参考として記載しておりますが、雇用保険法では65歳以上の者について、65歳となる前から継続して雇用されている者にのみ保険を適用し、その者が退職した際、一定の要件に該当する場合には、失業等給付として高年齢退職者給付金と呼ばれる一時金を支給することとされております。

今般、高年齢者の雇用を一層促進すること等を目的といたしまして同法が改正され、65歳以降に雇用された者についても保険を適用し、高年齢退職者給付金の支給対象とするなどの改正が行われました。これに伴い、雇用保険法の規定に準じて支給することとしている失業者の退職手当について、所要の改正をしようとするものであります。

公務員は、地方公務員法等により身分が保障されているため、一般の労働者のような失業が想定されにくいことから、雇用保険法の適用対象から除外されており、雇用保険料の負担も失業給付等もないところであります。しかしながら、公務員であっても退職後に支給している場合には、雇用保険法の失業給付制度は最低限保障する必要があることから、国の例に準じまして、退職手当条例において失業者の退職手当制度を設けているところであります。具体的には、県職員が退職した場合、在職期間が短いことなどの理由によりまして、退職手当の額が雇用保険法の失業給付相当額に満たず、かつ退職後、一定の期間失業しているときに、その差額分を特別の退職手当として支給するものであります。

具体的な条例案の内容についてであります。2の(1)については、退職した職員であって、その者を雇用保険法に規定する被保険者とみなしたならば、高年齢被保険者に該当する者に、アの高年齢退職者給付金、1枚おめくりをいただきまして、イの就業促進手当等に相当する失業者の退職手当を支給することができることとしようとするものであります。

(2)の部分につきましては、同法に規定する広域求職活動費が求職活動支援費に改められたことに伴いまして、所要の整備をしようとするものであります。

3の施行期日等についてであります。この条例は平成29年1月1日から施行しようとするものであります。また、この条例の改正に際して、施行日前に採用された65歳以上の

職員については、施行日に採用されたものとみなして在職期間を算定することとする等、所要の経過措置を講じようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○小野共委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第9号職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤人事課総括課長 議案第9号の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案（その2）の70ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜お手元に配付しております議案第9号の条例案の概要により説明をさせていただきます。

1の改正の趣旨についてであります。国の例に準じまして、職員の早出遅出勤務及び深夜勤務等の制限の対象となる子の範囲を拡大し、要介護者を介護する職員の時間外勤務の制限について定め、介護休暇を分割して取得することができることとし、並びに介護時間制度を新設するとともに、あわせて所要の整備をしようとするものであります。

2の条例案の内容についてであります。⑴につきましても、職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限の対象となる子の範囲を拡大しようとするものであります。具体的には、法律上の子、実子及び養子に加えまして、特別養子縁組に係る監護期間中のもの、養子縁組によって養親となることを希望している里親、いわゆる養子縁組里親に委託されているものなどの法律上の親子関係に準ずる関係にある者を含めようとするものであります。

⑵については、要介護者を介護する職員が当該要介護者を介護するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、正規の勤務時間外に勤務をさせてはならないこととしようとするものであります。

⑶については、介護休暇について、要介護者のおのおのが当該介護を必要としている一の継続する状態ごとに、通算して六月を超えない範囲内で3回まで分割して取得するこ

とができることとしようとするものであります。

(4)につきましては、介護休暇とは異なる新たな休暇制度として、職員が要介護者の介護のために連続する3年の期間内において、1日につき2時間を超えない範囲で取得することができる介護時間制度を新設しようとするものであります。なお、この介護時間を取得した場合には、その勤務しない1時間につき給与を減額することとしようとするものであります。

(5)については、平成29年4月1日に児童福祉法が改正され、養子縁組里親が法律に明記されることに伴い、子の範囲を定義する規定について所要の整備をしようとするものであります。

3の施行期日等についてであります。この条例は平成29年1月1日から施行しようとするものであります。先ほど御説明申し上げました2の(5)につきましては、児童福祉法の改正に合わせ、同年4月1日から施行しようとするものであります。

(2)については、平成29年1月1日より前に介護休暇を承認され、同日において休暇期間が6カ月を経過していない者について、残りの休暇期間を分割して取得することができるよう経過措置を講じようとするものであります。

(3)については、アとイに記載している条例につきまして、所要の改正をしようとするものであります。具体的には、先ほど御説明申し上げました2の条例案の内容の(4)と同様、公営企業職員が介護時間を取得した場合には、勤務しない1時間につき給与を減額しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小野共委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第10号岩手県県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○小畑税務課総括課長 議案第10号の岩手県県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案(その2)の76ページをお開き願います。

なお、説明に当たりましては、便宜お手元に配付しております条例案の概要により御説明させていただきます。

まず、1、改正の趣旨でございますが、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等が一部改正されたことに伴い、昨年度及び今年度に行った地方消費税の税率の改正や、県民税の法人税割の税率の引き下げ等の県税条例の一部改正に係る規定の施行期日を平成31年10月1日に改めるなどの改正をしようとするものでございます。

次に、2の条例案の内容でございますが、まず(1)でございますけれども、平成27年改正条例の一部改正関係でございます。社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律が、今回の国会で一部改正をされております。それに伴いまして、消費税率の10%への引き上げが平成31年10月1日とされたところでございます。

地方消費税の税率につきましては、国の法改正に合わせまして、昨年、平成27年6月県議会定例会におきまして、平成29年4月1日を施行期日として、消費税率換算で2.2%とする県税条例の一部改正を行っておりますので、今回の法改正を踏まえまして、施行期日を平成31年10月1日とするものでございます。

次に、(2)の平成28年改正条例の一部改正関係でございますが、まずアといたしまして、消費税率10%段階の措置として設けられておりました法人県民税法人税割の税率引き下げ及び法人事業税の税率の特例措置の廃止、自動車取得税の廃止と自動車税への環境性能割の導入及び現行の自動車税を自動車税種別割とすることについて、消費税率及び地方消費税の改正に合わせ、施行期日を平成31年10月1日とするものでございます。こちらにつきましても、昨年度末の税制改正において法改正がなされ、これに合わせて平成28年6月県議会定例会において県税条例の一部改正を行ったところでございますけれども、今回の法改正を踏まえて、施行期日を平成31年10月1日とするものでございます。

次のページをお開き願います。次に、イといたしまして、今回の改正に伴う平成31年9月末まで、現行の自動車税の継続措置というようなこととなりますので、いわゆるグリーン化特例など、現行の自動車税の税率の特例措置を平成29年度以降も適用する規定を整備しようとするものでございます。

さらに、ウといたしまして、自動車税の環境性能割の導入及び現行の自動車税を自動車税種別割とすることに合わせて措置することとされておりました税率の特例措置に係る規定について、今回の法改正を踏まえ削除するなど、所要の整備をしようとするものでございます。これらの自動車税の税率の特例措置につきましては、自動車の技術水準に応じて、その時限で中間の見直しが行われているものでございます。今回環境性能割の導入が延期されたことに伴いまして、一旦この規定を削除いたしまして、平成31年10月1日の新制度の施行に合わせ、その時点での技術水準を踏まえて、改めて措置されるものというふうに考えているところでございます。

最後に、3の施行期日でございますけれども、この条例につきましては、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○**小野共委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**小野共委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**小野共委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**小野共委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第11号岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**内藤交通部長** 議案第11号の岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例について御説明いたします。議案書（その2）の113ページから123ページまでになります。内容につきましては、お手元にお配りしております条例案要綱により御説明いたします。

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例は、公安委員会が行う事務に対して徴する手数料の額を定めているものであります。

初めに、1の改正の趣旨についてであります。道路交通法の一部改正に伴い、道路交通法施行令の一部が改正され、準中型自動車免許に係る試験についての手数料、臨時認知機能検査の結果に基づいて高齢者に対して行う講習等についての手数料の標準が定められたことから、これらを標準として条例の一部を改正しようとするものであります。

道路交通法の一部を改正する法律の概要は、お手元にカラーの資料でお配りしておりますが、平成27年6月11日に公布され、平成29年3月12日から施行されることとなっております。その内容は、新たに準中型自動車免許を設けること。75歳以上の運転者が認知機能が低下したときに起しやすい信号無視、通行区分違反、一時不停止等の18種類の一定の違反行為をしたときは臨時認知機能検査を行うこと。臨時認知機能検査の結果、直近に受けた認知機能検査と比較して、結果が悪くなっている高齢運転者に対して臨時高齢者講習を行うこと。認知機能検査の結果、認知症のおそれがあると判定されたときは、医師による臨時適性検査を実施し、または医師の診断書の提出命令を行うこと。運転免許証の更新時に行う高齢者講習について、合理化、または高度化することなどについて定めたもの

であります。

次に、2の条例案の内容についてであります。準中型自動車免許に係る試験、臨時認知機能検査の結果に基づいて高齢運転者に対して行う講習等について、手数料を新たに定める等の改正をするものであります。なお、手数料の金額につきましては、政令で定める手数料の標準と同額とするものであります。

次に、3の施行期日等についてであります。施行期日は改正法の施行日に合わせて平成29年3月12日を予定しております。経過措置についてであります。準中型免許手数料につきましては、改正前の普通免許は、改正後はもとの限定準中型免許になります。そのうち初心運転者が違反をした場合に受ける再試験、または初心運転者講習については、改正前の普通免許に係るものと同様に取り扱うこととされておりますことから、手数料においても同様に経過措置を講ずるものであります。

また、高齢運転者対策関係手数料につきましては、免許証の満了日が施行日から6カ月後となる9月12日より前の方に対する高齢者講習は、なお従前の講習によることとされておりますことから、手数料においても同様に経過措置を講ずるものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○**小野共委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**小野共委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**小野共委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**小野共委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第26号当せん金付証券の発売に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**小原財政課総括課長** 議案第26号の当せん金付証券の発売に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。議案（その2）の164ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜お手元に配付しております資料により御説明させていただきます。

1の提案の趣旨についてですが、平成29年度におきまして、公共事業等の財源に充てるため、全国自治宝くじ及び関東・中部・東北自治宝くじを総額111億円の範囲内で発売しようとする事について、当せん金付証券法第4条の規定により議会の議決を求めようとするものであります。

次に、2の平成29年度における発売額111億円の考え方ですが、これは平成28年度、今年度の本県の持寄額一発売計画額であります。約93.3億円を基本として、本年10月に全国自治宝くじ事務協議会で可決されました平成29年度の全体の発売計画などを考慮して設定したものでございまして、ラグビーワールドカップ2019への支援のための協賛くじを今年度に引き続き発売する等の理由によりまして、今年度の発売議決額といたしましては10億円の増額となるものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○小野共委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第28号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤人事課総括課長 議案第28号の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案(その3)の1ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜お手元に配付しております条例案の概要により説明させていただきます。

1の改正の趣旨についてであります。国の例に準じて育児休業をすることができる非常勤職員の範囲を拡大し、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、新たに育児休業等の対象となる者を定める等所要の改正をしようとするものであります。

2の条例案の内容についてであります。⑴については、国の例に準じて、育児休業をすることができる非常勤職員の範囲を拡大しようとするものであります。現在、非常勤職員が育児休業を取得する場合には、子の1歳到達日以降も任用の見込みがある必要がありますが、その要件を廃止するとともに、子が1歳6カ月になるまでの間に任期が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである者を除き、育児休業を取得することができることとしようとするものであります。

⑵については、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、新たに育児休業等の対象となる者を定めようとするものであります。具体的には、説明資料の⑵に

記載しておりますが、同法において、特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子が定められたほか、これに準ずる者を条例で定めることとされたところでもあります。この法律の規定を受けまして、親権者等の同意が得られなかったため、養育里親である職員に委託されている子のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している子を育児休業の対象となる子として新たに定めるものであります。

(3)については、国の例に準じて、再度の育児休業及び育児短時間勤務をすることができる特別の事情の範囲を拡大するものでございます。具体的には、資料を1枚おめくりいただきまして、点線で囲んでおります改正のイメージをごらんいただきたいと思います。第1子の育児休業を取得していた者が特別養子縁組請求中の子を対象に育児休業を取得した場合、規定上、第1子に係る育児休業は取り消されることとなっておりますが、第2子の特別養子縁組が不成立等となり、第2子に係る育児休業等が取り消された場合にあっては、第1子に係る育児休業を再度取得することができることとするものであります。

(4)については、平成29年4月1日に児童福祉法が改正され、養子縁組里親が法律に明記されることに伴い、子の範囲を定義する規定について所要の整備をしようとするものであります。

(5)については、条文について所要の整備をしようとするものであります。

3の施行期日についてであります。この条例は、平成29年1月1日から施行しようとするものであります。先ほど申し上げました2の(4)につきましては、児童福祉法の改正に合わせまして、同年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小野共委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、議案の審査を終わります。

次に、請願陳情の審査を行います。受理番号第30号自衛隊への「駆けつけ警護」など新任務付与の閣議決定を撤回するよう政府に求める請願を議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○大槻理事兼副部長兼総務室長 受理番号第30号自衛隊への「駆けつけ警護」など新任

務付与の閣議決定を撤回するよう政府に求める請願につきまして御説明申し上げます。なお、説明に当たりましては、さきの9月定例会の11月9日に開会されました当委員会で御説明させていただきました受理番号第22号の南スーダンPKOへの自衛隊派遣の即時中止を求め、憲法を遵守し、「安全保障関連法」に基づく「駆けつけ警護」等の施行に反対する請願及び受理番号第23号安保法制の発動を許さず、自衛隊に「駆けつけ警護」など新任務を付与せず、南スーダンからの撤退を求める請願とは関連がありますので、当該参考説明資料をもとにいたしまして、その後の動きがあった事項を中心に御説明をさせていただきたいと思っております。

恐れ入りますが、資料の3ページをお開き願いたいと思っております。まず、3の平和安全法制施行後の状況の11月10日以降の動きにつきまして御説明させていただきます。資料の中ほどのところに(7)、同年11月15日のところからでございますが、南スーダンのPKOに派遣する陸上自衛隊の部隊に、安全保障関連法に基づく新任務である駆けつけ警護を付与することなどを盛り込んだ実施計画が閣議決定されました。

それから、(8)の11月18日でございますが、防衛大臣が、南スーダンのPKOに派遣する陸上自衛隊部隊に対して、安全保障関連法に基づく駆けつけ警護、宿営地の共同防衛の新任務を付与する命令を発出しております。

したがって、(9)の12月12日から、南スーダンのPKOに派遣する陸上自衛隊部隊には、安全保障関連法に基づく役割が付与されたものとなっております。

次に、4の南スーダンでの自衛隊PKOの11月10日以降の動きでございますが、(6)のところの11月20日でございます。南スーダンでのPKOに参加する陸上自衛隊第9師団を主力に編成する第11次隊の先発隊約130人が現地に向け出発。その後、順次11月30日、12月14日に部隊が出発し、隊員を含め350人が現地に行っております。

恐れ入りますが、5ページをお開き願いたいと思っております。参考でございますが、前回の総務委員会以後、11月10日以降でございますが、主な動きとして、南スーダンのPKOでの新任務をめぐる動きにつきまして、略図というような格好で時系列別に整理をさせていただいております。下段のほうになりますけれども、これを参考にいただければと存じます。以上で参考説明を終わります。

○小野共委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 本請願の取り扱いを決めたいと思っております。本請願の取り扱いは、いかがいたしますか。

○岩崎友一委員 結論から申し上げますと、受理番号第30号自衛隊への「駆けつけ警護」など新任務付与の閣議決定を撤回するよう政府に求める請願は、不採択であります。請願の内容を読みましたが、前回も同じような請願があつて、いろいろと我々の見解を述べさせていただきましたけれども、あくまでもPKOの参加5原則を守ることと、安全性の担保というのが前提であります。日本の自衛隊が活動している首都のジュバでありま

すが、防衛省において安全性を確認した上で活動しているというような状況です。

前回は述べましたが、国連であったり、NGOの職員の方々は、世界の平和であったり、安全の回復に向けて頑張っている。日本の自衛隊に限られた範囲ではありますけれども、原則を守って、安全性を守って活動して役割を果たしていくということは重要でありますし、今回の新任務によって、日本の国際社会に対する貢献度というのは、これまで以上に高まっていると思いますから、今回の請願に対しましては不採択でお願いいたします。

○小野共委員長 ほかにありませんか。

○柳村一委員 採択でお願いしたいと思います。9月定例会において発議案第3号で、安全保障関連法の廃止を求める意見書が採択されました。それに関連する今回の請願だと思ひまして、その趣旨に賛成して採択ということをお願いしたいと思います。

○伊藤勢至委員 採択でお願いしたいと思います。ことしの3月の防衛大学の卒業生でありますけれども、自衛隊に奉職しない人が初めて1割を超えました。つまり防衛大学校に入学した当時は、海外派兵とか、そういうことがなかった状況で入学した生徒が、どうもきな臭くなってきて条件が変わってきたぞと。国家に命を捧げる覚悟では入ってくるものの、見えないところの諸外国に行って、どんとやられて死ぬのはいかなものかという風潮だと聞いております。

上のほうが決めたものを、隊員がイエス、ノーも言う機会がないままに危ないところに行くというのは、まさにきのうのNHKテレビの、東京裁判を後でやるようなものであります。大いに問題がある。人ごとではありません。岩手県の隊員も派遣されて、30人と聞いていますが、その人たちが仮に殉職した場合にはということを考えると、あるいは自衛隊のあり方というもの、あるいは自分の子弟をどうするかということも考えた中で、こういうときにはやはり反対をしておくべきではないかと思ひます。

特に、これからの子育て世代の人たちを失うことは、日本国、岩手県にとっても大いなる損失と言わなければならないと思ひますので、こういう意見があるということを上げていくべきだと思ひておりますので、採択でお願いいたします。

○小野共委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 本請願については、採択と不採択の意見がありますので、採決をいたします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小野共委員長 起立少数であります。よって、本請願は不採択と決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○伊藤勢至委員 確認を含めて、1件お伺ひしたいと思います。

8月30日に発生しました台風第10号によりまして、沿岸地域は大きなダメージを受けたところであります。特に、県が管理をする二級河川を中心に大きな被害を受けました。おかげさまで、激甚災害の指定が早かったということもありまして、今月の9日でありますけれども、小本川の水系、小本川、清水川については153億6,000万円の予算が採択されたと聞いております。安家川につきましては57億3,000万円、そして閉伊川水系、長沢川については9億8,000万円、大槌川水系、大槌川については9億5,000万円採択の見込みということでありまして、大変ありがたいことであります。

これに関連しまして、岩手県でも32億円余の県の単独予算をつけていただいて、河川の抜本的な改修に当たるといふことになっていただいて大変ありがたいと思っております。これは、言ってみれば河道掘削でありますとか、河川敷内に立っている立木の伐採でありますとか、そういうことだと思っておりますが、32億円というお金は大変大きいお金であります。今は復興のお金が相当来ているということで、1兆円超えの予算になっていますが、やはり岩手県の実力は8,000億円前後ではないのかなと思うとき、大きなお金であります。

したがって、河川法第62条で二級河川の県の管理費用については、国は二級河川の改良工事に要する費用については政令で定めるところにより2分の1を超えない範囲内でその一部を負担するとうたっておりますので、今回の32億円の措置の中には、当然この部分も見越して、含んでのことであつたでしょうかということを確認したいと思います。

○小原財政課総括課長 今般の9月補正予算でも19億円増額いたしました。委員御指摘の事業は治水施設整備事業かと存じますが、これは国が負担する事業の前段に当たる部分でございます。これは全て交付税措置のない県債を一部に充てているほか、一般財源を財源として予算計上をしているところでございます。

○伊藤勢至委員 簡単に教えてください。国から財源が、半分来る、来ない、それでひとつ答えていただけますか。

○小原財政課総括課長 この事業に関しては、一般財源で措置しておりますので、国の財源措置はないものでございますが、この後に災害の関連事業などに展開されますと、国の財政措置が見込まれるということでございます。

○城内よしひこ委員 私も台風第10号に関連する内容を質問させていただきたいと思っております。

今回の台風第10号によって、特に岩泉地区では、沢々、林道も含めて大きな被害がありました。我が宮古市においては、災害査定期間が短いために、震災関係の復旧工事を少し休んでいただいて、そっちのほうに人員を回して査定に間に合わせたという話を伺いました。

岩泉町においては、広大な面積が被災したために人員が不足して、査定に間に合わないのではないか。特に、きょうも雪が降っていますけれども、山間部は平場よりも冬が早いわけでありまして。査定に間に合わなければ、どのようなペナルティーがあるのか、また人

員の不足に対して、町から県に応援も含めて要請があったのかどうかお伺いしたいと思います。

○植野台風災害復旧復興推進課長 ただいまの災害査定のおくれについてですが、委員御指摘のとおり、林道の災害査定で22次の災害査定が予定されておりますが、現在15次の査定まで終わっております。最終的には12月22日までに終了する予定であります。委員御指摘のとおり、若干おくれがみで推移しておりますが、林野庁に御相談をしながら、今進めているところでございます。

おくれたペナルティーについてですが、査定期間に終わらないことになると、災害復旧の補助事業が活用できないということになることから、単独で事業を起こさなければいけないということがありますので、今林野庁と御相談しながら鋭意進めております。先ほど人材の投入ということがございましたが、今、農林水産部から大量に人員を投入して、査定がスピードアップするように進めております。

○城内よしこ委員 しっかりと連携をして、滞りのないように事業を進めてほしいと思います。また、しっかりと国にも要望して声を上げていただかないと、国では現場の声が届いていないという話をしていましたので、しっかりと声高らかに届けていただいて、不都合が生じないようにお願いしたいと思います。もう雪が降って山に入れないという話を調査をする方々は話しています。もしかしたら息の長い話になるかもしれませんので、よろしくをお願いします。

○飯澤匡委員 それでは、ILCの今後の実現に向けて質問します。去る12月2日から12月9日に盛岡市内を中心にLCWS（リニアコライダー・ワークショップ）2016が開催されました。これは大変大きな成果を上げたのではないかと思います。その一つは、LCC（リニアコライダー・コラボレーション）の新体制が、この会議の上で決定をされたこと。もう一つは、経費節減のためのステージングという考えが新たに発せられました。これは、日本政府に対する一つのメッセージだと思われまして、ぜひともこのILCを実現するために、LCCのメンバー、またこの会議に携わった、参加された方が強い思いを持ってこういうことを発せられたのだろうというふうに思います。おもてなしの点についても、何らコンプレイン、不満も出なく問題もなかったということに関しては、当局の御労苦に対して感謝といたしますか、そういうことを述べたいと思います。

それで、私を感じたことは、2年前にアメリカに視察に行った際にお会いした研究者の方々とも再会して、いろいろお話をしましたが、確実にILCに対する、そしてまた日本に対する期待が高まっているということを実感しましたし、再度ILCのコミュニケーターの女性の方々ともお話をしましたが、今回、盛岡市を中心に岩手県の印象というのは非常に強いものがあったとのことでした。また、3分の1ぐらいの人数でしたけれども、100人強の方々がエクサクションで衝突試験の地域を視察いただいたことも大変効果があったのだろうと思います。

そこで、何回も申し上げておりますけれども、今回の会議を契機として、ぜひとも実現

に向けた県庁の体制であったり、それから政府に対する要望であったり、そういう力を強めなければならないと思うのですが、このLCWS2016の成功を一つの契機に、どういう考えで当局は臨まれるのか。その点をまずお聞きしたいと思います。

○佐々木科学ILC推進室長 L Cワークショップ 2016 につきましては、委員御指摘のとおり、さまざま評価をいただいたところであります。その中で、2点ほど大きな部分があると思っております。

一つは、国際組織の責任者であるリン・エバンス氏が、先ほどあったとおり、ステージングという、実現に向けて研究者がどういう議論をするかといったことを、具体的にこの岩手で進展させたということだと思っております。

それから、オープニングセッションで超党派の国会議員で構成される議員連盟の河村会長から、日本のスタンスはサイエンスファーストだと。科学でもって世界を融和させる、その中にILCがあるのだというような基本的な考えが世界中の研究者に伝えられて、研究者から大変歓迎されたと、日本の考え方がそうかといったところが浸透されたということと捉えております。そういう意味では、ILCの実現に向けて大事な一步を踏む盛岡での、岩手での開催だったと捉えております。

それで私どもも、これを一過性のイベントに終わらせることはなく、どう発展させるかということは重要だと捉えております。まず、日本の基本的なスタンスを踏まえた国への働きかけを行う。それから海外の研究者とのネットワークができましたので、直接最新の情報を得ている、あるいは受け入れ環境について、直接岩手でどういうふうに、東北にどうつくったらいいかというものの意見交換を行う、それから海外の研究者、海外のコミュニケーターから岩手の取り組みを世界中に発信してもらう。そういったことも一緒に働きかけながら、全体としてILC実現に向けた具体的なアクションを起こしていくことを考えております。

○飯澤匡委員 この間の結果については、LCCが発行するレポートに知事のコメント、あとは特設的に議員連盟の河村会長のコメントも掲載されました。これは世界中の科学者に発信されていますので、大変な効果があったのだらうと思います。

そこで、情報の発信はまことに大事ですけれども、やはり実現に向けて、今回の会議の結果、特にステージングの話については、ある意味で日本政府に早く決めてくれ、科学者はもうここまで考えて、コスト削減も用意して、最低限のことはまず最初からやるというメッセージをつくったのだと思います。それに呼応する形で、岩手県もしっかりと今回の会議の成功をもとに、ぜひとも実現したいという意思を、それ相応の人物の方々にしっかりとメッセージとして伝わるように戦略を練っていかなければならないと思います。

決算特別委員会総括質疑でも、あえて乱暴な言葉で申し上げましたけれども、現実的な話を言いますと、本県の知事は、他県の知事に比べてやっぱりハンディーがあります。私は政党に属していないので、そういう雰囲気を感じます。今の知事をどうしろということとは不可能に近い話ですから、新たなポジション、特に今回文化スポーツ部という新たな部

をつくるよりも、大平部長を I L C 担当部長みたいな格好にしてやったほうが、よっぽど時宜を得た部局編成になるのではないかと、個人的にはそういうふうに思っているわけです。

それはそれとして、適時適切にやるという話ですから、今の現有勢力の中で精一杯やる以外ない。でありますから、あらゆる手段を講じながら、今回の会議の成果を生かしていくということが大事だと思いますので、特に現実的に政府筋にしっかりタッチできるような仕組みを、もう一步進んだ考え方を進めて、活動、推進をしてほしいと思うわけですが、その点については取り組みはどういうふうに考えていますか。

○佐々木科学 I L C 推進室長 あらゆる手段、あらゆる方法をとるとということかと思っております。さまざまなチャンネルを生かしながら、直接地元の熱い思い、実現に向けた取り組みなども伝えながら、国としても誘致表明できるように努めてまいりたいと思います。

○飯澤匡委員 いろいろなことも考慮し、また、東北大学と連携した I L C の研究というものを基礎にしながら密にしてやらなければならない。

これは気をつけてやらなければならないのですけれども、本県だけの人材創出だけではなくて、隣県の宮城県との連携も重要で、実現するためのあらゆる手段ということで考えていく。ただ、忘れていけないことは、岩手県が主たる研究基地としての機能を果たせるようにやらなければならないということです。

12月22日に宮城県議会との県境議員連盟の懇談会が盛岡市であります。I L C の件についても共通議題ということになっています。議会、また執行部も来ますから、宮城県側に岩手県のメッセージをしっかりと伝えて、共同で進めるような形で、私もそうしたいと思っていますので、その点についてはどのような考え方でやるかお示しを願いたいと思います。

○佐々木科学 I L C 推進室長 やはり建設候補地として岩手県、宮城県がかかわっておりますので、密接に連携して誘致に動くということは大事だと思っております。

それで、足元からということで、岩手県、宮城県、奥州市、一関市、気仙沼市の2県3市の課長レベルではありますが、草の根的にまちづくりをどうするかということを検討しております。さらに、誘致となれば東北一帯で、東北の振興につながるプロジェクトとしての位置づけも重要だと思っております。

そうした中で、やはり実質的には、岩手県と宮城県が連携してどういうふうな形で誘致するかということを実際に議論しながらやっていく。それは、今東北 I L C 準備室でまさに宮城県とも連携して検討しているところであります。

まずは誘致に向けて、関係者が一体となって実現に取り組む、そういうプロセスの中で岩手県の振興をきちんと考えていく、入れ込んでいく、そういった対応をしていきたいと思っております。

○伊藤勢至委員 関連。岩手にとって過去にない、あるいは恐らく将来もないでありましょうこの I L C というものが、まさに世界の科学者の中では、もう既に認知をされて、頑

張れという応援を今回はいただいたものだと、そう思っております。したがって、この議論は、かつて九州の背振地方がどうのこうのという、いたずらみたいな、当て馬みたいな議論がありましたけれども、これはまさに、ためにする議論の一つだと思わなくてはなりません。

I L CのIは、多分インターナショナルのIだと思うのですね。だから、どこの知事がどうだ、何がどうだという話ではなくて、世界の中で人類平和のために日本の岩手の地がいいのだと、そういう議論であります。決して東北蔑視みたいな、昔からの流れにさかのぼるようなことは排除して、次の世代に何を残すかという大きな観点で当たっていただきたいと思います。感想があれば一言聞いて終わります。

○佐々木科学 I L C 推進室長 おっしゃるとおり I L Cには、人類の知の創造を広げるといった大きな基礎科学の意義があります。それから、東北がベースになるのですが、この科学技術の振興が東北発の日本再生にも寄与するのだというような考え方で取り組んでおります。科学技術立国日本というようなものへの貢献も大きいものとして、ロケーションとして、東北として貢献していくのだというふうな捉え方をしております。

○小野共委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 ほかになければ、これで本日の審査を終わります。

執行部の皆様は、退席されて結構です。御苦勞様でした。委員の皆様には、次回の委員会運営について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りいたします。次回、1月に予定しております閉会中の委員会についてであります。所管事務の調査を行いたいと思います。調査項目についてであります。高齢者の交通事故防止対策についてといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。なお、詳細につきましては、当職に御一任願います。

おって、継続調査と決定いたしました本件につきましては、別途、議長に対し、閉会中の継続調査の申し出を行うことといたしますので、御了承願います。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。